

JA バンク高知信連 DISCLOSURE 2024

高知県信用農業協同組合連合会

DISCLOSURE | 2024 | CONTENTS

ごあいさつ	1
経営	
経営理念・経営方針	2
リスク管理の状況	7
JAグループ・JAバンクシステム	10
事業の概況(令和5年度)	12
地域貢献情報	15
主な事業の内容	21
【単体経営資料】	
I 決算の状況	
貸借対照表	28
損益計算書	29
キャッシュ・フロー計算書	30
剰余金処分計算書	31
注記表 ■令和4年度	32
■令和5年度	42
財務諸表の適正性等にかかる確認	52
会計監査人の監査	52
II 損益の状況	
最近の5事業年度の主要な経営指標	53
利益総括表	53
事業純益	53
資金運用収支の内訳	54
受取・支払利息の増減額	54
III 事業の概況	
貯金に関する指標	55
■科目別貯金平均残高	55
■定期貯金残高	55
貸出金等に関する指標	55
■科目別貸出金平均残高	55
■貸出金の金利条件別内訳残高	55
■貸出金の担保別内訳残高	56
■債務保証の担保別内訳残高	56
■貸出金の用途別内訳残高	56
■貸出金の業種別残高	56
■主要な農業関係の貸出金残高	57
■農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	58
■元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	58
■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	58
■貸出金償却の額	59
有価証券に関する指標	59
■種類別有価証券平均残高	59
■商品有価証券種類別平均残高	59
■有価証券残存期間別残高	59
有価証券の時価情報等	60
■有価証券の時価情報	60
■金銭の信託の時価情報	61
■デリバティブ取引等	61

IV 経営諸指標	
利益率	62
貯貸率・貯証率	62
V 自己資本比率の状況(単体)	
定性的開示項目	63
■自己資本の状況	63
■信用リスクに関する事項	63
■信用リスク削減手法に関する事項	64
■派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	65
■証券化エクスポージャーに関する事項	65
■オペレーショナル・リスクに関する事項	65
■出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	66
■リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	66
■金利リスクに関する事項	66
定量的開示項目	69
■自己資本の状況	69
■信用リスクに関する事項	71
■信用リスク削減手法に関する事項	73
■派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	73
■証券化エクスポージャーに関する事項	74
■出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	75
VI 役員等の報酬体系	
役員	76
■対象役員	76
■役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法	76
■対象役員の報酬等の決定等	76
職員等	77
その他	77
信連の概要	
機構図	78
役員構成(役員一覧)	78
特定信用事業代理業者の状況	78
沿革・あゆみ	79
店舗等のご案内	79
索引	80
ホームページのご案内	81

ごあいさつ

皆さまには、平素より高知県信用農業協同組合連合会（JA バンク高知信連）をご利用いただき誠にありがとうございます。

当会は、昭和 23 年の設立以来 76 年にわたり、高知県の農業や地域社会の発展を金融面より支援する地域金融機関として歩んでまいりました。これもひとえに皆さまの温かいご理解とご支援の賜と、深く感謝申し上げます。

本年も当会の事業や経営内容について皆さまにご紹介いたしたく、小誌を作成いたしました。ご一読いただき、当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、日本経済は、コロナ禍からの経済活動の正常化、歴史的水準まで進んだ円安や価格転嫁の進展による好調な企業の業績から日経平均株価はバブル期につけた史上最高値を更新するなど、回復基調となりました。一方で、実体経済に目を転じれば、消費者物価は高止まりし、実質賃金の前年比伸び率がマイナス状態で継続しています。先行きについては、好調な企業業績を受けた賃金上昇、政府の経済対策の効果にも支えられ、国内景気の緩やかな回復傾向が期待されるものの、これまでの金融引き締め効果を受けた欧米経済の減速など、世界経済の減速基調が重しとなり、景気は足踏み状態となることも想定されます。

農業情勢は、人口減少および高齢化、後継者不足等による農家戸数や耕地面積が減少傾向となっており、農業生産基盤の脆弱化が進行しています。また、飼料、肥料、燃油等生産資材の価格が高止まりし、農業経営に大きな影響を及ぼしており、農産物の生産コストを反映した適正な価格形成に向けた仕組みの法制化が急がれます。

こうした情勢下、当会は、令和 3 年 12 月に開催された第 35 回高知県 JA 大会決議を母体とした『中期経営計画（令和 4 年度～令和 6 年度）』の最終年度として、JA バンク高知としての一体性強化、農業所得向上に向けた総合事業を活かした金融仲介機能の発揮と財務の健全性確保に向けて、会員や利用者の皆さまの負託に応えるため、「JA バンク基本方針」に基づき、これまで以上に信頼性の維持・向上に向けた事業運営を徹底してまいります。

今後とも、県内 JA と一体となった信用事業運営に対しまして、皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 7 月

高知県信用農業協同組合連合会
経営管理委員会会長 久岡 隆
代表理事理事長 東山 英仁

■ 経営理念

当会は、高知県を事業区域として、地元の JA 等が会員となり、互いに助け合い、互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、高知県の農業、ならびに地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、農家・組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上をめざし、JA との強い絆とネットワークを形成することにより、JA 信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融機関に対する社会的要請に応えるべく、財務報告の信頼性確保・向上に向けて、内部管理体制の充実に努めています。

■ 当会の役割

当会は、JA バンク高知が「JA バンク基本方針」に基づき、信頼性の確保と高度な金融サービスの提供を行うために、JA バンクシステムを確実に運営する役割を担った「JA バンク高知県本部」の機能を発揮します。安定した収益還元、機能還元と併せて、総合事業体としての JA に対する経営指導に努め、会員 JA の補完を行います。また、金融機関としての経営管理体制の高度化を図るとともに、JA バンク高知の一員として信用事業運営に取り組みます。

県内 JA バンク会員と協力し、農業の担い手や地域の利用者との長期的な相互信頼関係構築のために、金融機関としての健全性確保に努め、金融面から農家支援や地域支援への貢献を図ります。さらには、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組みます。

そして、農家組合員の所得向上を目的とした農業金融の一層の機能強化に努め、地域住民のメインバンクとして愛され、信頼される JA バンクを目指すとともに、JA グループ高知が目指す姿の実現ならびに自己改革に取り組みます。

■ 経営方針

経営理念、当会の役割を踏まえ、次の項目を経営方針とします。

● JA バンクシステムの確実な運営

JA バンクシステムを確実に運営し、県内 JA バンク会員とともに「JA バンク高知」が信頼される信用事業運営を目指します。

● 安定した財務の健全性および収益の確保と機能還元の発揮

安定的な経営基盤の確保と JA への経営支援・指導による JA 信用事業機能の強化と補完により、JA バンク高知が組合員・利用者からの信頼性を維持・向上できるよう、収益・機能両面において還元機能を発揮します。

● 農業・地域金融機関としての機能発揮

担い手および農業関連企業に対し、総合事業体の強みを生かした総合金融サービスを提供し、農業振興と地域社会の発展に貢献します。

■ 業務の適正を確保するための体制

当会は、農林水産業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を策定しております。

●内部統制基本方針

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定にあたっては事前に当会のコンプライアンス全般にかかる統括部署である経営支援部が審査を行う。
- (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス所管部および外部の法律事務所に相談・情報提供できる「JA グループ高知ヘルプライン」制度を設置する。
- (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (5) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策について、「マネー・ロンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
- (6) 財務報告に係る規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
- (2) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
- (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらをグループ会社も含め統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
- (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスクキャピタルを配賦し、これを上限とした運用を行うエコノミックキャピタルマネジメントの実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められていた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
- (5) 大規模な災害による被災等の際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を委任するほか、常例または随時の経営課題等の協議会を設置し、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。

- (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

5. 当会およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
- (2) 円滑なグループ運営を図るため、当会とグループ会社の間において協議または報告すべき事項を定め、グループ会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

6. 内部監査体制

- (1) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
- (2) 内部監査は、当会の全業務およびグループ会社を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
- (3) 監査室長は、内部監査終了後、内部監査結果を理事会に報告するとともに、年度内部監査実施状況を取りまとめ経営管理委員会へ報告する。
- (4) 監査室長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務執行を補助するため監査室を設置する。
- (2) 監査室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するための職員を配置する。
- (3) 監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
- (4) 監査室に配属する職員の業績評価、人事異動、その他人事に関する事項の決定について、あらかじめ常勤監事の意見を聴取し、当該意見を尊重する。

8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。
- (2) コンプライアンス所管部は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
- (3) 監査室は、業務監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
- (5) 前記1(3)の「JA グループ高知ヘルプライン」制度の運用状況およびコンプライアンス所管部がグループ会社の内部通報制度担当部門からグループ会社における内部通報の状況について報告を受けた内容を、監事に報告を行う。

9. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

適切な目的により監事へ報告を行った当会の役職員およびグループ会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

10. 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事がその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、

監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べることができるものとする。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
- (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
- (4) その他、理事および職員は、監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

●業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、内部監査等の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会、ALM 委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和 5 年度の運用状況は以下のとおりです。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守体制については、コンプライアンス・マニュアルにおいて役職員の行動規範（服務と倫理）を定めるとともに、コンプライアンスプログラムの策定や役職員の研修等を行い、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。

また、マナー・ローndリング等および反社会的勢力等への対応については、基本方針を定め体制を整備するほか、県内 JA に向けた研修会等対応支援等の取組みを実施しています。

財務報告の信頼性・適正性の確保については、財務報告にかかる基本的な考え方を定めるとともに、その態勢について理事会で確認・協議を行っています。

2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書管理規程をはじめとする諸規定を制定のうえ役職員に対し周知し、情報の管理を確実なものとしています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会は、リスク管理基本方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会、経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるよう JA バンク業務継続要領を定めています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および事業計画の進捗管理を ALM 委員会、理事会、経営管理委員会において定期的に検討・協議し実効性を図っています。また、理事・部長会を、月 1 回程度の頻度で開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。

5. 当会およびその子法人等における業務の適正を確保するための体制

各業務に係る諸規定を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めています。また、子会社管理規程を策定し、子法人等における業務管理体制やリスクの把握に努めています。

6. 内部監査体制

内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長および監事に報告しています。

7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監査室を設置し、専任の職員を配置しています。また、監査室に配属する職員の業績評価、人事異動等については、あらかじめ常勤監事の意見を聴取しています。

8. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

9. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監事監査規程に、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することを明記しており、役職員に周知しています。

10. 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事の職務執行により生ずる費用については、年度ごとに予算化するほか、個別に発生する追加費用についても支払うこととしています。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

■ リスク管理体制

● リスク管理基本方針等

会員・利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくために、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応するべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じて、リスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン対策を重要課題のひとつとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

● リスク管理体制

市場リスク、信用リスクおよび経済資本管理について「リスク管理実施要領」を定め、同要領に従ってリスク管理を実施しています。

リスク管理委員会においてリスク資本配賦を行い、毎月のALM委員会にて許容リスク枠内における適正なALMを検討・決定・検証しています。

市場リスク管理では、リスク限度枠や金利リスク、資産種類別のリスク量、収益等の厳正な管理を通じて、金利情勢等を見極めつつ的確なマネジメントを行っています。

信用リスク管理では、クレジットポリシーの遵守、特定の業種・取引先への与信集中を避けた管理をしています。なお、リスク管理グループが「貸出審査要領」に基づいた与信の二次審査を行っています。

また、オペレーショナルリスクとして事務リスク、システムリスク等について機動的に対応すべく、リスク管理委員会の他に、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会を定期および随時に開催し、リスク情報の共有化と適切な対応に努めています。

■ 法令遵守体制

● コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また近年の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、会員・利用者の皆さまからの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

● コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため各部署にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会等を行い、全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置しその進捗管理を行っています。

また、会員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

■ 金融 ADR 制度への対応

● 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JA バンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の苦情等受付窓口

経営支援部 リスク管理グループ 電話：088-802-8005

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（金融機関の休業日除く）

上記の窓口または「JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所）」（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

● 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）

岡山弁護士会仲裁センター（JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所）を通じてのご利用となります。）

なお、愛媛弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

■ 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、会員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- ☐ 会員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ☐ 会員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ☐ 不確実な事項について断定的な判断や、事実でない情報を提供するなど、会員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- ☐ 電話や訪問による勧誘は、会員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ☐ 会員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ☐ 販売・勧誘に関する会員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 個人情報の取り扱い方針

● 個人情報保護方針

当会は、会員・利用者の皆さまの個人情報および個人番号等を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、個人情報保護に関する関係諸法令およびガイドラインで定められた義務を誠実に遵守します。

● 情報セキュリティ基本方針

当会は、会員・利用者の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報の安全（情報セキュリティ）の確保と日々の改善に努めることを事業活動の基本とし、社会的責務であることを認識するとともに、情報セキュリティに関する諸法令を遵守し、関係省庁の指導による義務を誠実に遂行します。

■ 利用者保護等管理方針

当会は、会員・利用者の皆さまの正当な利益の保護と利便性を確保するために、取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行い、相談・苦情等への適切な対応、利用者情報の適正な取得とその管理、また、事業を外部に委託する場合は利用者情報の管理や会員・利用者の皆さまへの対応が適切に行われるよう努めます。

あわせて、当会との取引に伴って、会員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

■ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにあたって、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用の防止に取り組みます。あわせて、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。また、会員・利用者の皆さまに組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

■ 貸出運営についての考え方

貸出にあたっては、資金使途や経営内容と将来性などについて審査を行うとともに、特定の業種や取引先に貸出が偏ることのないよう、リスク管理を実施しています。

また、融資渉外等によって常に最新情報の把握に努め、農業情報等を活かした独自の審査と管理にも取り組んでいます。

協同組織金融機関、また地域金融機関としての公共性と社会的責任を強く認識し、農業の専門金融機関として、農業およびその関連産業の振興、地域社会の発展に資するべく、貸出に関する基本方針（クレジットポリシー）を制定して、適切な貸出運営に取り組んでいます。

■ 内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から完全に独立して設置し、経営諸活動全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢等の適切性と有効性の観点から検討・評価し、助言・提案等を通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の業務全般を対象とし、内部監査計画書に基づき実施しています。監査結果は理事長・常務および常勤監事に報告したのち被監査部門に通知し、定期的に被監査部門における改善状況の調査・確認を実施しています。

なお、理事会および経営管理委員会に年2回以上の内部監査実施報告を行い、特に重要な事項については、遅滞なく理事会および経営管理委員会に報告し、速やかに対応策を講じることとしています。

■「JA バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンクシステム」といいます。

「JA バンクシステム」は、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

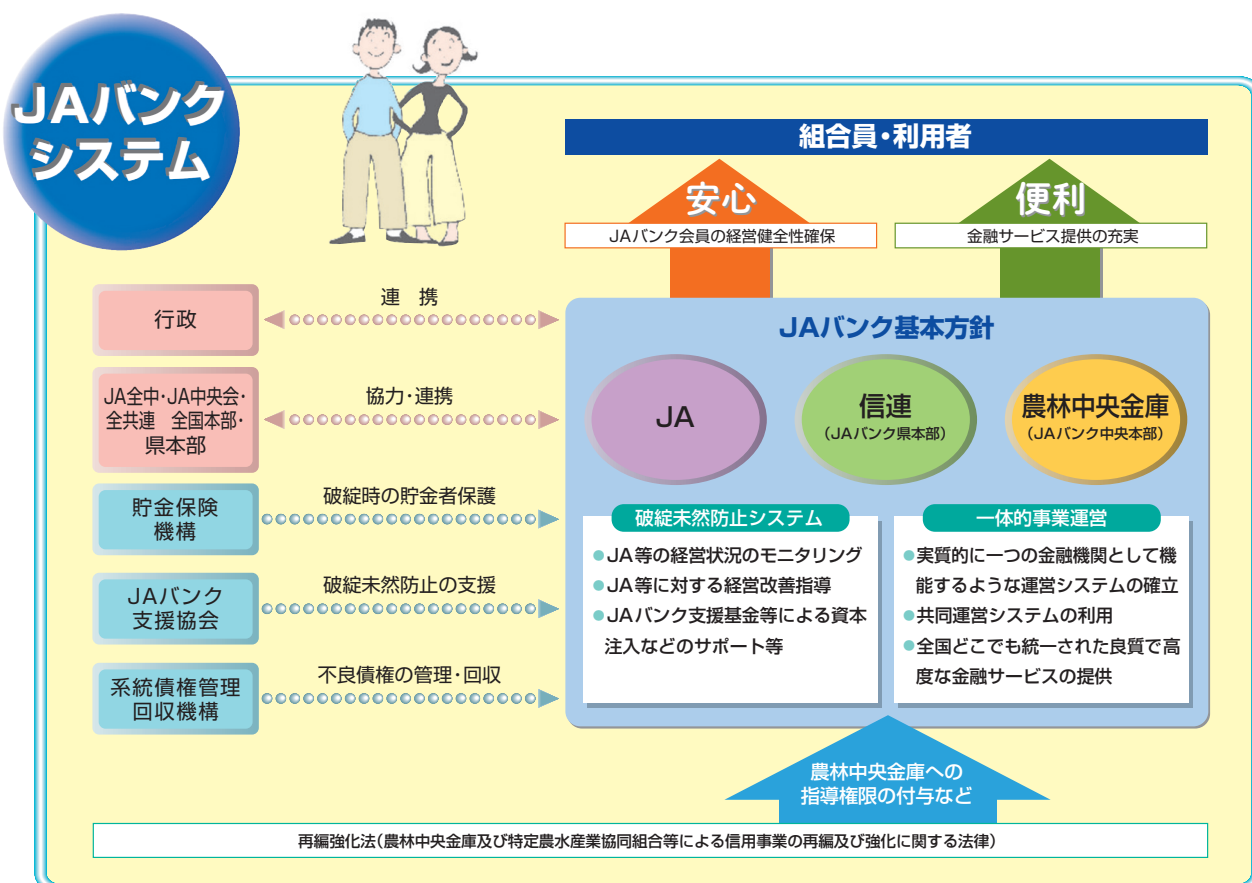
●「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援基金※」等を活用し、個々の JA の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※ 2023 年 3 月末における残高は 1,651 億円となっています。

●「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、法令等を遵守したうえで、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。



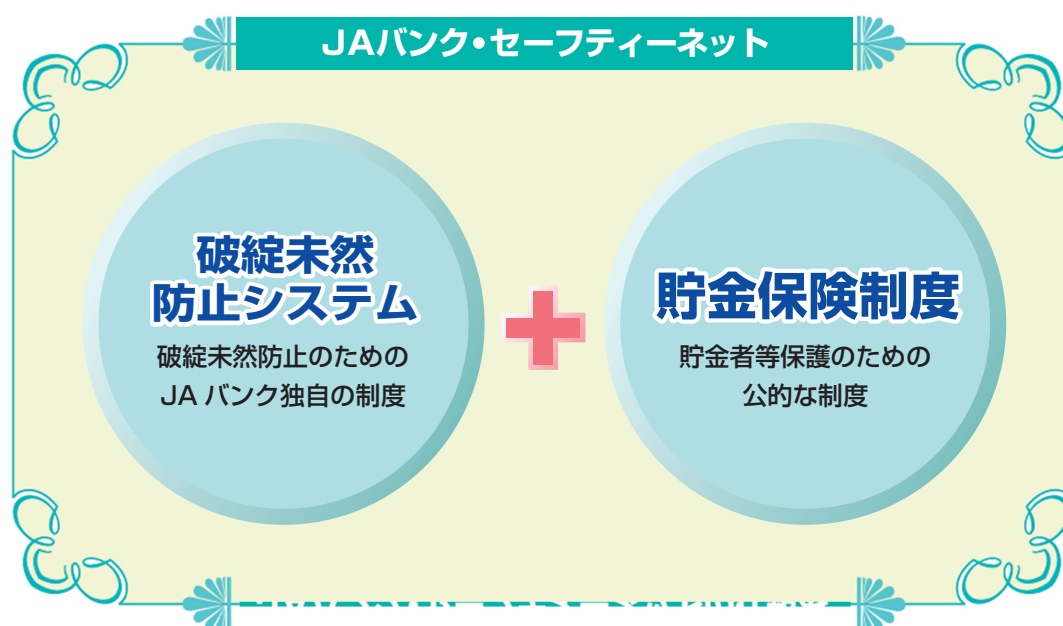
■ 「JAバンク・セーフティーネット」の仕組み

当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と、公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティーネットで守られています。

●貯金保険制度

貯金保険制度とは、万一JA等が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行・信金・信組・労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2023年3月末現在で4,708億円となっています。



■ 主な系統組織の仕組み



事業の概況(令和5年度)

世界経済は、コロナ禍からの経済活動の正常化に伴い、世界各国で物価が高騰し、多くの中央銀行が利上げを継続した結果、世界的なインフレは一旦減速が見られています。米国では金融引締め効果は限定的で、消費は底堅さを示す一方、ユーロ圏や中国の景気には弱さが見られるなど、経済状況にばらつきが見られています。今後はこれまでの金融引き締めによる需要下押し効果がタイムラグを伴って顕在化し、景気は減速傾向となることが見込まれるほか、ロシア・ウクライナ問題の長期化やイスラエル・ハマスの衝突、米国大統領選挙等、地政学リスクの高まりも意識され、国際情勢の更なる不安定化が懸念されます。

世界的な金融環境は、欧米等の中央銀行が急激なインフレ抑制のために異例とも言えるハイペースで利上げを行ってきた結果、インフレ率は鈍化基調が見られているものの、インフレ圧力は依然として根強く、今後は現在の政策金利水準および経済動向等のバランスをにらみながら利下げ局面へ転換となるかが注目されます。

国内の経済環境は、コロナ禍からの脱却が進み経済社会活動が正常化する中で、全体的に緩やかな回復基調となっています。また賃上げや価格転嫁の動きが活発化してきたものの、物価の上昇に賃上げが追いつかず、実質賃金は前年比マイナス推移となっています。今後は物価高による個人消費の弱含みや、在庫調整、海外景気の減速などが重しとなり、景気は足踏み状態が継続することが想定されます。

高知県の経済は、新型コロナの5類移行およびNHK朝ドラの効果により多くの観光客が訪れているほか、インバウンド需要の回復等により、個人消費等を中心に着実に持ち直しの動きが見られており、雇用・所得環境の改善に伴い回復基調が続くことが期待されますが、物価上昇や依然不透明な金融資本市場の変動等の影響により下振れリスクに注意する必要があると考えられます。

国内の金融環境は、国内物価が日本銀行の物価安定目標とする2%以上で推移するなか、日本銀行は令和6年3月に、平成28年1月の導入決定以来、大規模な金融緩和策の柱となってきた「マイナス金利政策」の解除を決定し、正常化に向けて大きく舵を切ることとなりました。実質賃金の伸び率が依然としてマイナス圏で推移するなか当面緩和的な金融環境が継続することが見込まれるものの、国内外の中央銀行による金融政策の方向性の違いを受け、金融市場は一層不透明感が高まる状況が想定されます。

一方、農業を取り巻く情勢は、コロナ禍による農畜水産物の需要への影響は回復傾向であるものの、世界人口の増加や新興国の経済発展による需要増の問題や、原油価格の高騰、円安、ウクライナ情勢など様々な影響により、肥料・飼料・燃油等生産資材の価格が高騰し、高止まりしています。一方で、販売価格は横ばいの状況が続いており、価格転嫁が進んでいるとはいえ、農業者の経営に与える影響は甚大なものとなっています。

高知県内においては、全国に先駆けて人口減少・高齢化が進んでおり、農家戸数や耕地面積も依然として減少傾向であります。一方で、地域を支える新規就農者が毎年一定程度就農しており、農業者が意欲とやりがいをもって農業に従事し、農業を次世代に引き継いでいくためには、生産基盤の強化や農業所得の向上が求められます。

また、金融機関を取り巻く環境は、サービス業や小売業などの他業界からの参入、ネット銀行の拡大、デジタル化・オンライン環境の普及、ESG課題への取組み等大きく変化しています。地域金融機関は、人口減少等の構造的な問題を抱えるなか、ポストコロナにおける資金需要の変化への対応が求められるほか、地域の人手不足等の経営課題に対するソリューション提供や利用者とのリレーション強化など持続可能なビジネスモデルを構築することが急務かつ重要となっています。

このような状況のもと、JAバンク高知として信頼性の維持・向上を図り、JA・信連・農林中央金庫が一体となった信用事業運営に努めました。

令和5年度は、皆さまのご期待に応えるべく、役職員一丸となって事業に取り組んでまいりました結果、以下のような実績を上げることができましたことをご報告します。

■ 事業実績

●貯金

JA 貯金はインターネットバンキング（以下「JA ネットバンク」という。）や JA カード等、利用者のニーズにあわせたサービスの提案による利用者メイン化への取組みの展開とともに、年金受給口座獲得に向けた県域キャンペーン等の実施により個人当座性貯金は伸長した一方、公金貯金の流出に加え、他金融機関への流出、資産形成ニーズの高まりを受けて個人定期性貯金が減少したことなどから、期末残高は 955,619 百万円（前年対比△ 31,922 百万円、△ 3.23%）となりました。一方、信連貯金の期末残高は JA からの預け入れ減少に伴い、839,027 百万円（同△ 34,211 百万円、△ 3.91%）となりました。

●貸出金

高知県の農業振興と地域社会の発展に寄与する幅広い融資を目標に、地場の農業関連企業に対する資金需要の提案、新規融資先の開拓に努めました。

貸出金の期末残高は 99,922 百万円（前年対比△ 2,699 百万円、△ 2.63%）、貯貸率は 11.90%（同 +0.15 ポイント）となりました。

●農業金融

農業所得増大と地域活性化に資する農業メインバンク機能の発揮のため、JA バンクとして農業資金メニューの充実を図り、一般の農家組合員、担い手はもとより、大規模農業者や農業法人の農業資金ニーズを把握し、農業者にとってより最適な資金の提案に努めました。

また、日本政策金融公庫（農林水産事業）資金の相談対応のほか、中小企業者等金融円滑化法の期限到来後においても条件変更対応を含めた債権管理に努めました。

●余裕金運用

新型コロナウイルス感染拡大やロシア・ウクライナ情勢等を受けた世界的なインフレ高進については、各国中央銀行による強力な金融引き締めによりピークアウト感がみられていますが、米国中心とする底堅い経済状況や雇用環境を背景に根強いインフレ圧力が残るなか、強力な金融引き締めが長期化するなど、逆金融相場によって伝統的な資産の相関が効きづらい状況にあります。国内においても円安や資源価格の高騰によるコストプッシュ型の物価上昇だけでなく、賃金上昇を伴う持続的な物価上昇が実現していくことが見通せる状況に至ったとして、マイナス金利政策の解除など金融緩和政策の修正が行われており大きな転換点を迎えています。

また、ロシア・ウクライナ情勢に加え、不安定な中東情勢など、景気の先行きや市場環境に不透明感が増す厳しい運用環境が継続するなか、リスク管理の徹底と効率的運用に努め、中長期的に安定した収益確保を目指したポートフォリオの構築に向け取り組んでいます。

●内国為替

JA の為替事務の堅確化、事務処理能力等の向上を図るため、新人・専門員の集合研修会を開催し、為替専門員の養成に努めるとともに、県内 3JA28 店舗を対象に国庫金振込事務検査を実施し、事務指導を行いました。

■ 損益の状況

収益の安定化および財務の健全性維持を図り、安定的な機能還元・収益還元のための経営に努めた結果、経常利益 701 百万円、当期剰余金 658 百万円となりました。

なお、決算にあたっては会計原則・経理規程に基づき、適切な処理を行うとともに、自己査定に基づく不良債権の引き当ても全額実施しています。

■ 対処すべき課題

- 令和6年度は「中期経営計画（令和4年度～令和6年度）」の最終年度となります。
当会の役割である安定した収益還元や機能還元、JAの総合事業体としての機能発揮のため、当会およびJAの持続可能な経営基盤の確立・強化に向け、取組みを一層強化します。
- 第35回高知県JA大会（令和3年12月3日開催）では、引き続き「不断の自己改革」の着実な実践と「目指す姿」の実現に向け、中長期を見通して重点的に取り組む「6つの柱」の実現と「JAグループ高知のSDGs達成への貢献」を目指して、持続可能な農業・地域共生の未来づくりに取り組むことが決議されました。
- 信用事業においては、3年目（最終年度）となるJAバンク高知中期戦略を実践し、多様化する農業・くらし・地域の持続性を確保するため、「ステークホルダー目線」でその課題解決に取り組み、JAバンク高知ならではの総合事業を活かしたコンサル機能を含めた金融仲介機能を農業・くらし・地域の各領域で発揮できる態勢の構築に取り組みます。
- 持続可能なJA経営基盤の確立・強化に向け、経営の健全性と自己改革実践サイクルの確立および早期警戒制度をふまえたガバナンス・内部統制の確立を目指し、中央会・他連合会等と連携し、JAグループ高知全体を俯瞰し、効果的・効率的にJAの経営支援に取り組みます。あわせて、JAグループ高知の信頼回復をはかるためコンプライアンス体制の確立に向けた支援に取り組みます。
- 基盤インフラにおいては、信用事業システムの安定運行およびジャスシステムシステム機能の整備拡充を図るとともに、令和6年度の営業店システム、全国版電子帳表システムへの安全・確実な移行の実現を図ります。
- 簡素化信連への移行を一旦凍結したことから、改めてJAバンク高知の一体的な事業運営の確立に向け、業務の合理化・効率化を通じて安定した収益還元や機能還元を有効に発揮できる体制構築を図ります。
- 財務の健全性と安定的な利益確保の面からバランスのとれた健全性と収益性の高い資産ポートフォリオの構築を目指し、ALM・リスク管理態勢の一層の強化・充実を図り、資本・リスク・リターンバランスを確保しつつ財務基盤の強化および収益性の向上に積極的に取り組みます。
- 統合的リスク管理態勢の強化ならびに高度化に努め、収益目標達成に向けた適切なリスク管理を実施するとともに、バーゼル関連規制、金融規制の動向をフォローします。
- 法令遵守や利用者保護等の不断の取組みを実践するとともに、マネロン・テロ資金供与対策を定着化させ、系統マネロン管理システムの適正運用を図ります。また、サイバーセキュリティ、システムリスク管理について情勢を踏まえた対応を実施します。



当会は、高知県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内の JA にお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。当会では資金を必要とされる農家組合員の皆さま方や、JA・農業に関連する団体・企業および県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいています。

当会は農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上をめざし、JA との強い絆とネットワークを形成することにより JA 信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境・文化・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでいます。

■ 地域からの資金調達の状況

● 貯金残高

839,027 百万円（令和 6 年 3 月末現在）

【内訳】 会員等（JA および JA の組合員等）	764,174 百万円
地方公共団体等	62,584 百万円
その他	12,269 百万円

■ 地域への資金供給の状況

● 貸出金残高

99,922 百万円（令和 6 年 3 月末現在）

【内訳】 会員等（JA および JA の組合員等）	406 百万円
地方公共団体等	79,530 百万円
金融機関	14,235 百万円
その他	5,751 百万円

● 制度融資取扱状況

各種制度資金の融資残高（令和 6 年 3 月末現在、JA バンク高知全体）

農業近代化資金	5,115 百万円
日本政策金融公庫資金（農林水産事業）	9,434 百万円

● 地域農業者に対する資金メニュー（JA バンク高知）

- a JA バンク高知独自資金
 - ・ アグリマイティー資金
 - ・ 新規就農応援資金
 - ・ 休日アグリローン
 - ・ JA 営農ローン
 - ・ 担い手応援ローン 等

- b 高知県農業制度資金
 - ・農業近代化資金
 - ・農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）
 - ・農業経営負担軽減支援資金
 - ・農林業災害対策資金
 - ・中山間地域活性化資金
- c 日本政策金融公庫（農林水産事業）資金
 - ・農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）
 - ・経営体育成強化資金
 - ・青年等就農資金
 - ・農林漁業セーフティネット資金 等

●新型コロナウイルス感染症の影響拡大およびウクライナ情勢・原油価格上昇等を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の影響拡大およびウクライナ情勢・原油価格上昇等により、直接的・間接的に影響を受けられた農業者・事業者の皆さま、ならびに新型コロナウイルス感染症の影響拡大の影響を受けられた住宅ローンをご利用の皆さまの金融取引相談窓口を設置するとともに、農業者・事業者の皆さまの資金ニーズに幅広く対応するため、新型コロナウイルス感染症対応資金、農林漁業セーフティネット資金をご用意し、資金繰り支援等に積極的に対応しています。

■ お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JA グループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会は農業者および地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕に資するため、その社会的責任と公共的使命を自覚し、地域発展のために尽力してまいります。

お客さま本位の業務運営につきましては、従来より実践に努めてまいりましたが、資産形成・運用分野において、お客さまの幅広いニーズに積極的に対応していくため、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2）】
- (2) 投資信託につきましては、お客さまにとって選びやすさも考慮し、一定の商品数に絞ってご用意しております。【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの投資目的・リスク許容度・ニーズ等について、ファンドマップを活用し把握するとともに、お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせた商品をご提案し、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明いたします。【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】
- (2) お客さまの安定的な資産形成に資するよう継続投資に適した「長期・分散・安定」型投資の商品を中心に提案を行います。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則 3 本文および（注）】
- (2) 「重要情報シート」等の活用により利益相反が生じる可能性等を具体的に説明し、商品間の比較検討をしていただきやすくします。【原則 3 本文および（注）】
- (3) 「利益相反管理方針」に基づき、利益相反管理統括部所による月次・年次モニタリングを実施し、お客さまの保護と正当な利益保護に努めるための適切な管理を行います。【原則 3 本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修システムを利用したeラーニング受講や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021 年 1 月改訂）との対応を示しています。

■ 地域密着型金融への取り組み

● 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

多様化する農業者の規模・形態・経営状態に応じた金融ニーズに対して、適切な資金提供・支援ができるよう農業資金体系の充実を図るとともに、JA と連携して多様な金融ニーズに応える体制整備に取り組んでいます。

また、農業融資に関する研修・通信教育・業務検定試験等の体系化を図り、JA 職員の人材育成に努めるとともに、農業融資資格制度の導入により「JA バンク農業金融プランナー」の育成に取り組んでいます。

● 経営の将来性等を踏まえた融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の徹底

JA バンクの果たすべき役割として、農業者の経営の安定・成長に向けた取組みを実現するため、金融仲介機能として「担い手コンサルティング」活動を展開しています。具体的には、金融機関として経営の将来性等を踏まえた事業性評価を実施し、そこで可視化された経営課題について、農業融資および JA の営農経済事業を通じた解決策を提案するなど、他の地域金融機関と異なる特色のある施策として展開しています。

また、農山漁村等地域への融資について、不動産担保や個人保証に過度に依存しないよう、保証機関の利用促進を図るとともに、保証機関の保証対象ではない場合は融資対象物件以外の担保徴求は可能な限り避けることとしています。さらに、「経営者保証に関するガイドライン」の施行により、経営者保証契約の締結を求めない可能性について検討し、主たる債務者の意向も踏まえた上で、保証契約締結の可否を判断することとしています。

● 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組み（および金融円滑化にかかる基本的方針）

当会は、協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のご利用者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け取り組んでいます。

● 農商工連携への取組み

JA グループ高知は、「農業者の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」を最重要実施分野に掲げ、活力ある農業・地域づくりのための諸策として、従来の枠組みではなく、農業界と経済界、行政が一体となった取組みを行うべく、平成 28 年 2 月に高知県知事立会のもと JA グループ高知と経済界が「高知県農商工連携協議会（以下、協議会という）」を立ち上げ、「農業および商工業の連携に関する協定書」を締結し、県内農業および商工業の振興のため連携した取組みを行っています。

また、あわせて「協議会」と高知県が「農業および商工業の振興に関する連携協定書」を締結し、高知県産業振興計画に沿って、官民が相互に連携し、一体となった取組みを行っています。

● 県域企画応援事業への取組み

高知県内の JA グループが力を合わせて農業者をサポートするための組織「JA グループ高知 県域担い手サポート連絡協議会」に参画、「自己改革」に基づき農業者への目にみえる支援方策として、同協議会により運営される助成事業（県域企画応援事業）を実施しています。

助成金は、主要品目の生産維持・拡大への取組支援、新品目・新技術等の導入支援、食農教育活動への支援等のほか、農業労働力不足解消に向けた取組みとして、農業求人情報サイト「あぐりマッチこうち」の運営等に広く活用されています。

● 高知県産農産物の販路拡大等に向けた取組み

高知県と農林中央金庫ならびに当会は、県産農産物等の販路拡大および地域活性化に関する協定書を締結し、外資力強化に向けた取組みを効果的に実現するため、高知県と連携して商談会の共催をしています。

■ 文化的・社会的貢献活動に関する事項

● 文化的・社会的貢献活動に関する事項

■ 年金相談会

県内 JA において、社会保険労務士による年金相談会を開催し、年金に関するさまざまな疑問点等についてご相談をお受けしています。

■ 食農教育活動への支援

JA バンク食農教育応援事業の一環として、次世代への農業の理解を深めるため、「農業と食・環境・金融」をテーマとした教材本を高知県教育委員会、各市町村教育委員会、および県内小学 5 年生を対象に配布しました。

また、JA が子どもに対する食農・環境保全・金融経済等の教育活動を行う場合に、JA グループ高知県域担い手サポート連絡協議会から助成を行い、JA の食農教育活動を側面から支援しています。



■ JA が主催する地域活動への支援

JA バンクへの理解を深めていただくために、JA バンク地域活動支援要領に基づき、JA が県内各地で取り組む地域社会に貢献する活動を支援しています。

■ 花壇整備および花種・球根の寄贈

子ども達の自然を大切にする心を育むことを目的に、高知県教育委員会を通じて県内小中学校等に対し花や野菜の種を寄贈しました。

また、公共施設の花壇整備や、高知市が主催する各種イベント等の来場者配布用として、花の苗や花種・球根を寄贈しました。

■ 地域行事への協賛

高知市や関係団体主催の緑化普及を図る市民参加型イベントに協賛し、イベント終了後には会場内で使用したフラワーポットを無料配布しました。

また、食のまつり「土佐の豊穰祭 2023」にオフィシャルスポンサーとして協賛し、「食」を通じて地域の活性化および農業への理解促進に努めました。

■ 市町村 PR 活動への支援

食農バリューチェーンの構築等、農業・地域の成長支援に市町村と連携して取り組み、地方創生・地域活性化に寄与することを目的として、JA グループ高知の運営する「とさのさとアグリコレット」を活用して市町村が実施する「地域の魅力を発信するイベント活動等」に対し、その活動費用の助成を行っています。

■ 環境保全宣言に基づく活動

JA グループ高知としての環境保全宣言に基づく取り組みとして、「ペットボトルキャップ回収活動」を実施し、エコキャップ推進協議会へ提供することでペットボトルキャップの焼却により発生する CO₂ の削減とキャップの売却代金によるワクチン購入に協力しました。

また、環境保全とゴミ減量を目指し、書類廃棄について、再生紙へとリサイクル可能な溶解処理を行っています。

■震災等災害時の支援活動

南海地震等の災害時に備えて高知市と協定を結び、地域の皆さまの「一時（津波）避難ビル」として支援活動ができるよう、避難案内の表示をしています。

また、避難後の対応として簡易トイレ等の防災用品を備蓄しています。

■献血への協力活動

年数回、JA 高知ビルにおいて、高知県赤十字血液センターの献血バス来訪により、積極的に献血に協力をしています。

■フードドライブ活動

家庭で使いきれない未使用食品などの持ち寄りを職員に呼びかけ、「高知食支援ネット」を通じて福祉団体・子ども食堂等に寄贈する活動を行いました。

■高知県が発行する「グリーンボンド」への投資

高知県が取り組む環境改善効果のあるグリーン化事業に充当することを目的として発行された「高知県令和5年度第1回公募公債（グリーンボンド・5年）」に投資を行いました。

●店舗体制

■県内 JA 店舗網等

JA バンク高知は、72 の店舗と 148 台の ATM を配置（令和6年3月末現在）し、地域の皆さまにより身近な金融機関としてご利用いただいています。

なお、JA バンク高知の店舗網・ATM 設置一覧については、JA バンク高知のホームページ〔ホームページアドレス <https://www.jabank-kochi.jp>〕より『店舗・ATM 検索』をご覧ください。

■移動店舗車両の配備

事業継続計画（BCP）対策の一環として、震災等の緊急時においても利用者に対する金融機能の維持を図るため、移動店舗車両を配備しています。



■ 主な事業の内容

当会は、貯金・貸出・為替などいわゆる金融業務を、信用事業として行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中央金庫という三段階の組織が有機的に結び付き、「JA バンク」として大きな力を発揮しています。

■ 貯金業務

会員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金・当座貯金・定期貯金・定期積金・総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額に合わせてご利用いただいています。

■ 貸出業務

● 農業資金

JA の農業融資を補完する立場から農家経営への手厚い支援を行うため、小規模農家はもとより大規模農家、農業法人、新規就農者等に対する幅広い融資活動や、アグリサポート事業として取り組んでいる食農教育支援活動を通じて、地域農業と地域社会の発展のために貢献しています。

資金メニューは、制度資金とプロパー資金で体系化しており、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の受託金融機関としても、ご相談を承っています。

● 生活資金

住宅ローン、自動車ローン、教育ローンを中心に、ライフイベントや目的に応じたローンプランを提案し、地域住民の皆さまの暮らしをサポートしています。

また、日本政策金融公庫資金（国民生活事業）の代理貸付業務も取り扱っています。

● 一般資金

系統金融機関として県内 JA の融資業務を補完するとともに、県内で調達した資金を地域社会の発展に活用していただけるよう、農業関連団体、地域社会の経済を支える県内の地場企業や、地方公共団体等に対する幅広い融資活動を通じて、地域農業と地域社会の発展のために貢献しています。

■ 為替・振替決済業務

全国銀行内国為替制度加盟金融機関の一員として、全国の JA・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、すべての民間金融機関とオンラインシステムで結ばれており、振込や代金取立等の資金決済が迅速かつ正確に行われるよう努めています。

また、給与振込、年金のお受け取り、公共料金（国・県・市町村税等の収納、電気料、NHK 放送受信料等）の振替決済業務を行っています。

■ 証券業務

個人向け国債、新窓販国債および投資信託の窓口販売業務・非対面取扱サービス（利用者がスマートフォンまたはパソコンから注文・申込・照会等を行えるサービス）を取り扱っています。

ご相談窓口では、ご利用になられる皆さまの投資目的・投資経験・リスク許容度等により、適切な金融サービスが提供できるようご相談に応じています。

■ その他の業務およびサービス

「簡単に」「便利に」「安心して」ご利用いただけるよう、各種サービスの充実に努めています。

犯罪等の防止を図るため、より安全性の高い IC キャッシュカードの発行を行っており、キャッシュコーナーでは、ご入金・お引出し・残高照会のほかに、お振込みや定期貯金のお預入れ・解約予約なども取り扱っています。

全国 JA のキャッシュカードをお持ちの方は、ご利用時間帯・休日にかかわらず、JA バンクの ATM によるご入金・ご出金を手数料無料でご利用いただけるとともに、「MICS 全国キャッシュサービス」に加入の提携金融機関のキャッシュカードおよびゆうちょ銀行のキャッシュカードもご利用いただけます。

さらに、JA カード（クレジットカード）では、国内・海外でのショッピング、ご旅行、お食事などの際にご利用いただけるとともに、JA - SS での給油割引に加え、対象の JA 直売所では請求時に 5 % 割引でご利用いただけます。

JA ネットバンクは、インターネットに接続可能なパソコン、スマートフォンから、窓口や ATM で提供しております各種サービスが、いつでも気軽にご利用いただけます。

また、スマートフォンで「JA バンクアプリ」を利用して、口座残高や入出金の明細の確認など、さまざまな取引を簡単かつ安全に行うことができ、JA ネットバンクへ手軽にアクセスできます。



■ 金融サービスのご案内

■主な貯金■

種 類		特 色 ・ 内 容	期 間	預入金額
当 座 貯 金		安全で便利な小切手・手形がご利用いただけます。	制限なし	1 円以上
普 通 貯 金		手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。	制限なし	1 円以上
総 合 口 座		普通貯金の機能に加え、1 冊の通帳に定期貯金・定期積金がセットできるのが特色で、定期貯金の 90%（最高 300 万円）まで自動的にご融資します。	制限なし	1 円以上
貯 蓄 貯 金		普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。	制限なし	1 円以上
通 知 貯 金		まとまった資金の短期運用に有利です。	7 日以上	5 万円以上
定 期 貯 金	期日指定定期貯金	利率は市場実勢に応じて決定します。据置期間経過後は引き出し自由で、一部の引き出しも可能です。	最長 3 年 (据置期間 1 年)	1 円以上 3 百万円未満
	スーパー定期貯金	短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選択できます。利率は市場実勢に応じて決定します。	1 か月以上 10 年以内	1 円以上
	大口定期貯金	大口資金の高利回り運用に最適です。	1 か月以上 10 年以内	1 千万円以上
	変動金利定期貯金	6 か月ごとに市場金利動向に合わせて利率が変更され、金利環境の変化に対応できます。	1 年以上	1 円以上
	据置定期貯金	6 か月の据置期間経過後はお引き出しが自由です。また、何回でも一部お引き出しが可能です。	5 年以内	1 円以上 1 千万円未満
積 立 型 貯 金	積立式定期貯金	毎月の積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりが可能です。	特に定めなし	1 円以上
	定期積金	毎月の一定額の積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりが可能です。	6 か月以上 10 年以下	1 千円以上
財 形 貯 金	一般財形貯金	給料・賞与からの天引きで、お勤めの方々の財産づくりに最適です。	3 年以上	1 円以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形専用の利率が適用され、財形住宅と合算して 550 万円まで非課税の特典を受けられます。	5 年以上	1 円以上
	財形住宅貯金	マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適です。財形専用の利率が適用され、財形年金と合算して 550 万円まで非課税の特典を受けられます。	5 年	1 円以上
譲 渡 性 貯 金		大口の余裕金の短期運用に有利です。満期日前の譲渡も可能です。	7 日以上 5 年以内	1 千万円以上

■主な証券業務■

□国債

種 類	期 間	申込単位	発 行	募集価格
新 窓 販 国 債	2 年・5 年・10 年	5 万円	発行の都度決定されます	発行ごとに財務省が決定
個 人 向 け 国 債	3 年・5 年・10 年	1 万円		額面 100 円あたり 100 円

□投資信託

投資信託は、たくさんのお客さま（投資家）から集められた資金をひとつにまとめ、その資金を運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資を行い、これによって得た収益を投資したお客さまに還元する実績分散型の金融商品です。JA バンクのセレクトファンドは、国内の約 6,000 本の中から、JA バンクが独自の基準で長期投資に適した投資信託を厳選しております。

金融サービスのご利用にあたっての留意事項

金融サービスについては、ご契約上の規定・金利変動ルールなど、それぞれの金融サービスの特色を窓口でおたずねいただくなど、よくご確認の上、ご利用下さい。

■主な貸出一覧■

□ご融資

種 類	対 象	資金使途	融資金額	融資期間
アグリアシスト資金	農業を営まれる方 (個人・法人)	農業生産および 農産物の加工・ 流通・販売等に 関する運転資金	必要資金以内 (短期資金は年商の 50%まで)	原則 5 年以内 (短期資金は 1 年以内)
アグリマイティー 資金	当会の会員および県 内 JA の組合員	生産・担い手資金 加工・流通・ 販売資金 地域活性化・ 地域振興資金 再生可能エネル ギー対応資金 災害緊急資金	事業費の範囲内 (再生可能エ ネルギー対応資金は 5,000 万 円以内) (災害緊急資金は以下のとおり) ①激甚災害、新型コロナウイ ルス、ウクライナ情勢に伴 う原油価格・物価高騰等 一般：1,000 万円 特認：年間経費の 12/12 相当額及び粗収益の 12/12 相当額のいづ れか低い方 ②上記以外 一般：500 万円 特認：年間経費の 6/12 相当額および粗収益 の 6/12 相当額のい ずれか低い方	長期資金… 原則 15 年以内 (うち据置期間 3 年以内) 短期資金… 1 年以内 災害緊急資金… 原則 5 年以内 (据置 2 年以内)
法人向け事業資金	県内に住所または事 業所があり、事業を 営まれる一般企業等	通常の運転資金・ 設備資金等、幅 広く事業にかか わる資金	当会で定める範囲内	30 年以内で、ご 相談に応じて決 定しております。
個人向け事業資金	県内 JA の組合員 (その他の方でも JA の組合員になられる こと等により、ご利用 いただけます。)	運転資金、設備 資金 その他農業外の 事業資金	当会で定める範囲内	20 年以内で、ご 相談に応じて決 定しております。

保証・担保について

アグリアシスト資金：原則として、無担保、第三者保証不要です。高知県農業信用基金協会保証については、必要に応じてご相談の上、決定します。

アグリマイティー資金：原則として、高知県農業信用基金協会の保証が必要です。その他、必要に応じてご相談の上、決定します。ただし、再生可能エネルギー対応資金の場合、500 万円以上は担保保全を必須とします。

法人向け事業資金：必要に応じてご相談の上、決定します。

個人向け事業資金：必要に応じてご相談の上、決定します。

□各種ローン

種 類	対 象	資金使途	融資金額	融資期間
住宅ローン (一般型)	県内 JA の組合員 貸付時年齢 18 歳以上 66 歳未満	住宅の新築・購入・住宅の増改築 資金、土地の購入資金、他金融機 関からの住宅資金の借換	5,000 万円以内	40 年以内
リフォームローン (一般型 A)	県内 JA の組合員 貸付時年齢 18 歳以上 66 歳未満	住宅の増改築・改装・補修、他金 融機関からのリフォーム資金の借 換等	1,500 万円以内	15 年以内
マイカーローン (一般型 A)	県内 JA の組合員 貸付時年齢 18 歳以上 75 歳未満	自動車・バイクなどの購入資金、 運転免許の取得資金、他金融機関 からの借換等	1,000 万円以内	10 年以内
カードローン	県内 JA の組合員 契約時年齢 20 歳以上 65 歳未満	生活に必要な一切の資金 極度額の範囲で何度でも利用可能	300 万円以内	毎年更新

* ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査が必要な場合がございます。 * 上記ローン以外にも取扱がございます。

ローンのご利用にあたっての留意事項

1. ローンについては、金利変動ルールなど、それぞれのローンの特色を窓口でおたずねいただくなど、よくご確認の上、ご利用下さい。
2. ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定、ご返済方法（返済日、返済額など）、ご利用限度額、現在のご利用額などにご留意下さい。

■主な受託貸付金■

種 類	対 象	資金使途	融資金額	融資期間
＜受託先＞日本政策金融公庫（農林水産事業）				
農業経営基盤強化資金 (スーパー L 資金)	認定農業者	設備資金、運転資金	(1 貸付先に対する最高 限度額) 個人…3 億円 法人…10 億円	25 年以内 (うち据置期間 10 年以内)
経営体育成強化資金	一定の要件を満 たす農業を営ま れる方 (個人・農業法 人等)	設備資金、運転資金	事業費の 80% (1 貸付先に対する最高 限度額) 個人…1 億 5,000 万円 法人…5 億円	25 年以内 (うち据置期間 3 年以内)
青年等就農資金	認定新規就農者	設備資金、運転資金	(1 貸付先に対する最高 限度額) 3,700 万円	17 年以内 (うち据置期間 5 年以内)
農林漁業セーフティ ネット資金	一定の要件を満 たす農業を営ま れる方 (個人・農業法 人等)	運転資金 (災害による被害や社会的 または経済的環境の変 化により、一時的に経営 が悪化している場合等)	(1 貸付先に対する最高 限度額) 一般：600 万円 特認：年間経営費の 6/12	15 年以内 (うち据置期間 3 年以内)
＜受託先＞日本政策金融公庫（国民生活事業）				
教育資金	個人	入学・在学時に必要な資 金	350 万円 ※一定の要件に該当する 場合は 450 万円	18 年以内

■各種手数料一覧■

□貯金に関する手数料

項 目	手数料
各種証明書発行 手数料 (店頭交付 / 1 通)	貯金残高証明書
	貸出金残高証明書
	融資証明書
	貸出金受取利息証明書
	その他各種証明書
	IC キャッシュカード
	JA カード (一体型)
	貯金証書
	貯金通帳
	貸出金返済計画表
手形・小切手交付 手数料	小切手帳 (1 冊)
	手形帳 (1 冊)
	自己宛小切手 (1 枚)
	署名判手数料

□両替手数料・窓口硬貨取扱手数料

お取り扱い枚数	手数料
1 枚 ～ 50 枚まで	無料
51 枚 ～ 100 枚まで	550 円
101 枚 ～ 500 枚まで	825 円
501 枚 ～ 1,000 枚まで	1,100 円
1,001 枚 以上 500 枚ごと	550 円加算

□口座振替に関する手数料

(1 件)

項 目	種 別	同一店舗内	当会本支所宛
口座振替	窓口扱 (帳票渡し)	110 円	
	自振扱 (CD 等)	55 円	
法人 JA ネットバンク		55 円	
定時自動集金手数料		110 円	

□為替に関する手数料

(1 件)

項 目	種 別	お振込金額	お振込先金融機関			
			同一店舗内	当会本支所宛	系統金融機関宛	他金融機関宛
送金手数料		—	—	440 円	440 円	660 円
振込 手数料	窓口利用 (電信扱)	3 万円未満	110 円	220 円	220 円	550 円
		3 万円以上	110 円	440 円	440 円	770 円
	窓口利用 (文書扱)	3 万円未満	—	220 円	220 円	440 円
		3 万円以上	—	440 円	440 円	660 円
	電子媒体 (CD 等)	自動振込	55 円		—	—
		自動振込	55 円	110 円	110 円	440 円
		(為替) 3 万円以上	55 円	330 円	330 円	660 円
	ATM 利用 (県内 JA カード振込)	3 万円未満	無料		110 円	330 円
		3 万円以上	無料		220 円	440 円
	ATM 利用 (※ 1) (他県 JA・他行カード振込)	3 万円未満	無料		110 円	330 円
		3 万円以上	無料		220 円	440 円
	ATM 利用 (現金振込)	3 万円未満	無料	110 円	110 円	440 円
		3 万円以上	無料	330 円	330 円	660 円
	ネットバンク利用	3 万円未満	無料	110 円	110 円	330 円
		3 万円以上	無料	220 円	220 円	440 円
	法人 JA ネットバンク利用	振込・3 万円未満	55 円	55 円	55 円	330 円
		総合振込 3 万円以上	55 円	220 円	220 円	550 円
代金取立 手数料	給与・賞与振込		無料		110 円	
	定時自動送金 (電信扱)		3 万円未満	110 円	220 円	440 円
			3 万円以上	110 円	440 円	660 円
	定時自動送金 (文書扱)		3 万円未満	—	—	330 円
その他の 手数料			—	—	—	550 円
	電子交換所取立		440 円			
	個別取立 (※ 2)		880 円			
	送金組戻料		660 円			
	振込組戻料		660 円			
	取立手形組戻料		660 円			
	取立手形店頭呈示料		660 円			
			*ただし、この金額を超える取立費用を要する場合はその 実費を申し受けます。			
	不渡手形返却料		660 円			
	離島回金料		無料			

(※ 1) 他県 JA・他行カードによる振込については、為替手数料に、次の顧客手数料 (他県 JA・他行カード振込時のネット出金取引における顧客手数料) が加算されます。

(※ 2) 通帳の取立等電子交換の対象外や、電子交換所に参加しない金融機関宛の手形、小切手など、直接郵送で対応が必要なものが対象となります。

○顧客手数料（他県 JA・他行カード振込時のネット出金取引における顧客手数料）

（1件）

対象先金融機関 （カード発行金融機関）	平日		土曜日		日曜・祝日
	8:00～18:00	18:00～21:00	8:00～14:00	14:00～21:00	8:00～21:00
県外 JA	無料		無料		無料
マリンバンク	無料		無料		無料
MICS 提携金融機関（他行） （三菱 UFJ 銀行除く）	110 円	220 円	110 円	220 円	220 円
三菱 UFJ 銀行	110 円	220 円	110 円	220 円	220 円

□でんさいネット手数料

（1件）

種 別	同一店舗内	当会本支所宛	系統金融機関宛	他金融機関宛
発生記録手数料（予約含む）		330 円		660 円
譲渡記録手数料（予約含む）		330 円		660 円
分割譲渡記録手数料（予約含む）		330 円		660 円

※パソコンの事故等、やむを得ない場合、窓口で代行いたします。その際別途手数料（1,100 円）をいただきます。

種 別	申込方法	手数料	種 別	申込方法	手数料
保証記録手数料（＊）	IB	330 円	残高証明書発行手数料 （都度発行）	窓口書面申込	4,400 円
支払等記録手数料（＊）	IB	330 円	残高証明書発行手数料 （定例発行）	窓口書面申込	1,650 円
変更記録手数料	IB	330 円	口座間送金決済中止手数料	窓口書面申込	1,100 円
	窓口書面申込	1,650 円	支払不能情報照会手数料	窓口書面申込	3,300 円
通常開示請求手数料	IB	無料	貸倒引当金繰入事由証明書発行 手数料	窓口書面申込	1,100 円
特例開示請求手数料	窓口書面申込	3,300 円	その他手数料	—	2,200 円
特定記録機関変更記録手数料	—	4,400 円			

※（＊）は窓口代行が可能ですが、別途手数料（1,100 円）をいただきます。

□その他手数料

項 目	種 別	手数料
保護預り等	保護預り・国債口座管理料 （年間）	1,320 円
FB・IB	ファームバンキング（月額）	1,100 円
	モバイルバンキング（月額）	無料
法人 JA ネット バンク（＊）	照会・振込サービスのみ （月額）	1,100 円
	照会・振込サービス＋デー タ伝送サービス（月額）	3,300 円
	照会・振込サービス＋でん さい（月額）	1,100 円
	照会・振込サービス＋デー タ伝送サービス（月額）＋ でんさい（月額）	3,300 円
媒体持込手数料	媒体 1 枚につき	5,500 円
JA データ伝送 サービス	AnserDATAPORT 方式 （月額）	7,700 円
未利用口座管理手数料（年間）		1,320 円

※（＊）について、詳しくは窓口でおたずね下さい。

□ローン関連手数料

（1件）

種 別	手数料	
	2,000 万円以上	33,000 円
住宅ローン関係 （リフォーム含）	全額繰上返済 手数料	1,000 万円以上 22,000 円 500 万円以上 11,000 円 500 万円未満 5,500 円
	一部繰上返済 手数料	5,500 円
	条件変更手数料	5,500 円
	金利変更手数料	5,500 円
住宅取得控除年末 残高証明書		無料
	住宅取得控除年末 残高証明書 （再発行）	220 円
ネットバンクによる 一部繰上返済手数料		無料

I 決算の状況

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)	科目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,920	1,616	貯金	873,239	839,027
預け金	520,067	448,237	当座貯金	22,028	18,494
系統預け金	520,067	448,237	普通貯金	9,026	10,707
金銭の信託	30,664	32,202	貯蓄貯金	19	9
有価証券	232,342	266,972	通知貯金	1,000	-
国債	69,746	75,884	別段貯金	150	1,120
地方債	1,297	2,097	定期貯金	840,962	808,642
社債	33,560	38,032	定期積金	52	53
外国証券	1,630	1,626	借入金	1,300	1,200
株式	5,962	9,363	代理業務勘定	0	1
受益証券	117,628	136,315	その他負債	7,185	811
投資証券	2,517	3,653	未払法人税等	4	4
貸出金	102,621	99,922	貯金利子諸税その他	2	3
手形貸付	185	140	従業員預り金	237	230
証書貸付	86,009	85,102	金融派生商品	6	-
当座貸越	490	444	金融商品等受入担保金	75	75
金融機関貸付	15,935	14,235	未払金	-	0
その他資産	1,481	1,414	仮受金	113	9
差入保証金	5	5	その他の負債	0	0
金融派生商品	57	24	未払費用	417	418
仮払金	121	209	前受収益	1	1
その他の資産	85	78	未決済為替借	6,327	70
未収金	577	369	諸引当金	3,387	3,541
未収収益	586	686	相互援助積立金	3,309	3,468
前払費用	5	4	賞与引当金	30	32
未決済為替貸	42	36	退職給付引当金	14	0
有形固定資産	1,711	1,691	役員退職慰労引当金	33	40
建物	514	514	債務保証	1,140	1,206
土地	1,131	1,131	負債の部合計	886,253	845,788
建設仮勘定	10	3	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	54	42	出資金	24,879	24,879
無形固定資産	40	34	(うち後配出資金)	(13,009)	(13,009)
ソフトウェア	40	34	再評価積立金	4	4
その他の無形固定資産	0	0	利益剰余金	37,961	37,753
外部出資	44,659	44,659	利益準備金	13,035	13,195
系統出資	44,221	44,220	その他利益剰余金	24,926	24,558
系統外出資	399	400	JAバンク高知再建支援積立金	5,115	5,115
子会社等出資	38	38	農業・地域支援積立金	1,000	1,000
繰延税金資産	99	98	有価証券価格変動積立金	700	740
債務保証見返	1,140	1,206	特別積立金	16,305	16,305
貸倒引当金	△130	△140	当期末処分剰余金	1,806	1,397
			(うち当期剰余金)	(790)	(658)
			会員資本合計	62,846	62,637
			その他有価証券評価差額金	△12,481	△10,509
			評価・換算差額等合計	△12,481	△10,509
			純資産の部合計	50,364	52,128
資産の部合計	936,618	897,917	負債及び純資産の部合計	936,618	897,917

損益計算書

(単位:百万円)

科目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
経常収益	7,883	7,219
資金運用収益	3,920	3,648
貸出金利息	576	587
預け金利息	10	9
有価証券利息配当金	766	752
その他受入利息	2,567	2,299
(うち受取奨励金)	(2,302)	(2,258)
(うち受取特別配当金)	(265)	(40)
役務取引等収益	325	344
受入為替手数料	23	22
その他の受入手数料	301	322
その他事業収益	1,791	1,543
受取助成金	10	13
国債等債券売却益	1,172	915
金融派生商品収益	-	6
その他の事業収益	607	607
その他経常収益	1,846	1,682
貸倒引当金戻入益	17	-
株式等売却益	1,562	1,141
金銭の信託運用益	135	132
その他の経常収益	130	408
経常費用	7,238	6,518
資金調達費用	3,768	3,599
貯金利息	32	34
その他支払利息	3,736	3,564
(うち支払奨励金)	(3,733)	(3,561)
役務取引等費用	192	204
支払為替手数料	2	2
その他の支払手数料	189	202
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	265	335
国債等債券売却損	237	335
金融派生商品費用	28	-
経費	1,357	1,377
人件費	605	646
物件費	676	646
税金	74	84
その他経常費用	1,654	1,000
貸倒引当金繰入額	-	9
相互援助積立金繰入額	159	158
株式等売却損	692	74
金銭の信託運用損	718	333
その他の経常費用	84	423
経常利益	644	701
特別利益	0	0
その他の特別利益	0	0
特別損失	0	4
固定資産処分損	0	4
税引前当期利益	644	697
法人税、住民税及び事業税	11	16
法人税、住民税及び事業税追徴額	-	22
法人税、住民税及び事業税還付額	△202	△1
法人税等調整額	45	0
法人税等合計	△146	38
当期剰余金	790	658
当期首繰越剰余金	1,015	738
当期末処分剰余金	1,806	1,397

キャッシュ・フロー計算書

●間接法により表示する場合

(単位:百万円)

科目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益 (又は税引前当期損失)	644	697
減価償却費	75	55
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 17	9
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	13	△ 13
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	165	167
資金運用収益	△ 3,920	△ 3,648
資金調達費用	3,768	3,599
有価証券関係損益 (△は益)	△ 1,249	△ 1,275
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	583	200
固定資産処分損益 (△は益)	0	4
貸出金の純増 (△) 減	2,719	2,699
預け金の純増 (△) 減	△ 13,000	71,000
貯金の純増減 (△)	2,151	△ 34,211
借入金の純増減 (△)	△ 1,400	△ 100
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 500	△ 500
その他	406	43
利息及び配当金の受取額 (資金運用による収入)	4,306	3,946
利息の支払額 (資金調達による支出)	△ 3,782	△ 3,606
小計	△ 9,033	39,066
法人税等の支払額	102	△ 37
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,931	39,028
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 130,908	△ 135,243
有価証券の売却による収入	153,312	97,063
金銭の信託の増加による支出	△ 744	△ 1,328
金銭の信託の減少による収入	△ 250	△ 253
固定資産の取得による支出	△ 48	△ 47
固定資産の処分による収入	15	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,376	△ 39,795
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 367	△ 367
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 367	△ 367
4 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	12,078	△ 1,134
5 現金及び現金同等物の期首残高	28,905	40,983
6 現金及び現金同等物の当期末残高	40,983	39,849

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
1 当期末処分剰余金	1,806	1,397
2 剰余金処分額	1,067	1,047
(1) 利益準備金	160	140
(2) 任意積立金	40	40
有価証券価格変動積立金	40	40
(3) 出資配当金	367	367
普通出資に対する配当金	237	237
後配出資に対する配当金	130	130
(4) 事業分量配当金	500	500
3 次期繰越剰余金	738	349

- (注) 1 普通出資に対する配当率は年2%、後配出資に対する配当率は年1%の割合です。
- 2 有価証券価格変動積立金の概要は、次のとおりです。
- (1) 積立目的 金利・価格変動等当会事業運営に重大な影響を及ぼす事象に備え、安定した事業運営に資するため。
 - (2) 積立目標額 事業年度末に保有する有価証券及び金銭の信託の取得価額の100分の3
 - (3) 積立基準 毎事業年度の剰余金の100分の5以上を積み立てる。
 - (4) 取崩基準 金利・価格変動等により当会の保有する有価証券及び金銭の信託の市場価値が著しく低下することによって、当会の運営に重大な影響を及ぼす場合、経営管理委員会で定める有価証券価格変動積立金要領に基づきその必要額を取り崩す。
- 3 事業分量配当金の分配基準は、次のとおりです。
- 令和4年度 奨励金対象定期貯金及び特別定期貯金(2年・3年・5年)平均残高に対し、年 0.063%
 - 令和5年度 奨励金対象定期貯金及び特別定期貯金(2年・3年・5年)平均残高に対し、年 0.065%



令和 4 年度 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - …時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15 年～ 50 年
その他	5 年～ 15 年
- (6) 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」及び「資産の償却・引当事務取扱要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元利金に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高との差額を計上しています。キャッシュ・フローの合理的見積もりが困難な債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残高のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の要支給見積額から、退職共済制度から充当される金額を控除した額を基礎として計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。

⑤相互援助積立金

JAバンク支援積立金として「JAバンク高知支援制度要領」に基づき、JA貯金残高等に一定の割合を乗じた金額を積み立てしております。

(9) ヘッジ会計は採用しておりません。

(10) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する事項

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積もりに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 130百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等を個別に評価し設定しております。

③翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価

(1) 当年度に係る計算書類に計上した額

「6. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

③翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、826 百万円であります。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済の担保として 30,000 百万円、(株) ゆうちょ銀行との CD・ATM 相互利用に係る資金決済の担保として 4 百万円の系統別段預け金を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として有価証券 1,463 百万円を差し入れております。なお、その他資産には、保証金 4 百万円及び馬路村の指定金融機関業務取扱に係る担保として 1 百万円が含まれております。
- (3) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は 598 百万円であります。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円
危険債権額	84 百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	84 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額はありません。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,589 百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 13,635 百万円が含まれております。

5. 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 8 百万円
うち事業取引高 8 百万円
うち事業取引以外の取引高 －百万円

(2) 子会社等との取引による費用総額	155 百万円
うち事業取引高	155 百万円
うち事業取引以外の取引高	－百万円

6. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、高知県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JA は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とする JA や農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券及び金銭の信託による運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、社債、投資証券及び外国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、貸出金の原資として農林中央金庫から借り入れた日本銀行の「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」に基づく資金と「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金であります。

デリバティブ取引においては、その他有価証券で保有する債券及び株式の相場変動を相殺することを主目的として、債券先物取引、金利スワップ取引及び株式先物取引等を行っております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資渉外グループのほかリスク管理グループにより行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用グループ及びリスク管理グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会にて作成され、理事会において決定されたリスク管理基本方針に基づき、ALM 委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで ALM 委員会に報告しております。

なお、ALM により金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務グループで保有している外部出資の多くは、系統組織の事業運営の維持を目的として保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク管理グループを通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に基づき実施されております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会の VaR は分散共分散法（保有期間 120 営業日、信頼区間 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 5 年 3 月 31 日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 20,851 百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR 計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	520,067	520,006	△ 60
金銭の信託	30,664	30,664	—
その他目的	30,664	30,664	—
有価証券	232,342	232,301	△ 41
満期保有目的の債券	6,709	6,668	△ 41
その他有価証券	225,633	225,633	—
貸出金	102,621		
貸倒引当金	113		
貸倒引当金控除後	102,508	101,975	△ 532
資産計	885,582	884,947	△ 634
貯金	873,239	873,186	△ 53
借入金	1,300	1,300	—
負債計	874,539	874,486	△ 53
デリバティブ取引	50	50	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	50	50	—
デリバティブ取引計	50	50	—

- (注) 1. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日) 第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記 c 及び d と同様の方法により評価しております。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日) 第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。
また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金については、無利息によるものであり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引（債券先物・金利スワップ等）であり、活発な市場における無調整の相場価格及び取引金融機関等から提示された価格によっております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対象額計上額
外部出資	44,659 百万円
合計	44,659 百万円

(注) 外部出資については、市場において取引されていない株式や出資金であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	520,067 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	7,000
その他の目的のうち満期があるもの	6,845	13,632	12,231	3,805	8,203	125,281
貸出金	15,327	14,377	12,957	13,084	10,531	36,342
合計	542,239	28,009	25,188	16,889	18,734	168,623

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越 490 百万円については「1 年以内」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 0 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	865,803 百万円	6,745 百万円	573 百万円	74 百万円	42 百万円	0 百万円
借入金	100	400	500	300	0	0
合計	865,903	7,145 百万円	1,073 百万円	374 百万円	42 百万円	0 百万円

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めております。

7. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価等に関する事項

①売買目的有価証券

保有はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	2,709 百万円	2,739 百万円	29 百万円
	国債	2,709	2,739	29
	小計	2,709	2,739	29
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	4,000 百万円	3,928 百万円	△ 71 百万円
	社債	4,000	3,928	△ 71
	小計	4,000	3,928	△ 71
合 計		6,709	6,668	△ 41

③その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,861 百万円	2,730 百万円	1,130 百万円
	債券	51,585	50,272	1,312
	国債	48,978	47,678	1,300
	地方債	706	700	6
	社債	1,899	1,893	5
	その他	9,223	9,008	214
	小計	64,670	62,011	2,658
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,100 百万円	2,233 百万円	△ 133 百万円
	債券	47,939	50,381	△ 2,441
	国債	18,058	18,878	△ 820
	地方債	590	600	△ 9
	社債	27,661	28,999	△ 1,338
	外国証券	1,630	1,903	△ 272
	その他	110,922	122,887	△ 11,964
	小計	160,962	175,502	△ 14,539
合 計		225,633	237,513	△ 11,880

(注) 上記差額合計額△ 11,880 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株式	6,726 百万円	1,547 百万円	△ 178 百万円
債券	92,059	1,156	△ 109
その他	5,093	32	△ 641
合計	103,879	2,735	△ 930

8. 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の時価等に関する事項

①運用目的の金銭の信託

保有はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

保有はありません。

③その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	30,664 百万円	31,265 百万円	△ 601 百万円	239 百万円	△ 840 百万円
(注) 上記差額合計額△ 601 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。					

9. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、一般職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度（非積立型制度）であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています）を設けております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため株式会社りそな銀行及び全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度並びに一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度（特定退職金共済制度）を採用しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金（前払年金費用）	0 百万円
退職給付費用	44 百万円
退職給付の支払額	△ 3 百万円
制度への拠出額	△ 26 百万円
期末における退職給付引当金	14 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	466 百万円
年金資産	△ 451 百万円
	14 百万円
非積立型制度の退職給付債務	－ 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14 百万円

退職給付引当金	14 百万円
前払年金費用	－ 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	14 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	44 百万円
----------------	--------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7 百万円となっております。

また、存続組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、64 百万円となっております。

10. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	31 百万円
貸倒引当金超過額	22 百万円
賞与引当金超過	8 百万円
退職給付引当金超過額	4 百万円
相互援助積立金超過額	915 百万円
その他有価証券評価差額金	3,452 百万円
未払奨励金	86 百万円
その他	51 百万円
繰延税金資産小計	4,572 百万円
評価性引当額	△ 4,471 百万円
繰延税金資産合計 (A)	100 百万円
繰延税金負債	
投資証券におけるみなし譲渡損	△ 1 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 1 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	99 百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.12%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 15.12%
事業分量配当金	△ 21.44%
住民税均等割等	1.75%
法人税・住民税及び事業税還付	△ 31.45%
評価性引当金の増減	16.11%
その他	△ 0.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 22.65%

11. 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

12. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

■ 令和5年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - …時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 5年～15年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」及び「資産の償却・引当事務取扱要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元利金に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高との差額を計上しています。キャッシュ・フローの合理的見積もりが困難な債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残高のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の要支給見積額から、退職共済制度から充当される金額を控除した額を基礎として計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。

⑤相互援助積立金

JAバンク支援積立金として「JAバンク高知支援制度要領」に基づき、JA貯金残高等に一定の割合を乗じた金額を積み立てしております。

(9) ヘッジ会計は採用しておりません。

(10) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 会計上の見積もりに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 140 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等を個別に評価し設定しております。

③翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価

(1) 当年度に係る計算書類に計上した額

「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

③翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、838 百万円であります。

(2) 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済の担保として 30,000 百万円、(株) ゆうちょう銀行との CD・ATM 相互利用に係る資金決済の担保として 4 百万円の系統別段預け金を差し入れております。また、先物取引証拠金等の代用として有価証券 1,285 百万円を差し入れております。なお、その他資産には、保証金 4 百万円及び馬路村の指定金融機関業務取扱に

係る担保として 1 百万円が含まれております。

- (3) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は 566 百万円であります。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－百万円
危険債権額	101 百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	101 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額はありません。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,496 百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金 13,635 百万円が含まれております。

4. 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	0 百万円
うち事業取引高	0 百万円
うち事業取引以外の取引高	－百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	140 百万円
うち事業取引高	140 百万円
うち事業取引以外の取引高	－百万円

5. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に対する取組方針

当会は、高知県を事業区域として、地元の JA 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門

金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JA は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とする JA や農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券及び金銭の信託による運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、社債、投資証券及び外国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、貸出金の原資として農林中央金庫から借り入れた日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金であります。

デリバティブ取引においては、その他有価証券で保有する債券及び株式の相場変動を相殺することを主目的として、債券先物取引、金利スワップ取引及び株式先物取引等を行っております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資渉外グループのほかリスク管理グループにより行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用グループ及びリスク管理グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM に関する諸規定において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会が原案作成し理事会において決定されたリスク管理基本方針に基づき、ALM 委員会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで ALM 委員会に報告しております。

なお、ALM により金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務グループで保有している外部出資の多くは、系統組織の事業運営の維持を目的として保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク管理グループを通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に基づき実施されております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会の VaR は分散共分散法（保有期間 120 営業日、信頼区間 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 6 年 3 月 31 日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 22,083 百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR 計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	448,237	448,015	△ 221
金銭の信託	32,202	32,202	—
その他目的	32,202	32,202	—
有価証券	266,972	266,656	△ 316
満期保有目的の債券	22,977	22,661	△ 316
その他有価証券	243,995	243,995	—
貸出金	99,922		
貸倒引当金	115		
貸倒引当金控除後	99,806	98,780	△ 1,026
資 産 計	847,220	845,655	△ 1,564
貯金	839,027	838,709	△ 318
借入金	1,200	1,200	—
負 債 計	840,227	839,909	△ 318
デリバティブ取引	24	24	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	24	24	—
デリバティブ取引計	24	24	—

- (注) 1. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記 c 及び d と同様の方法により評価しております。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金については、無利息によるものであり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引（債券先物・金利スワップ等）であり、活発な市場における無調整の相場価格及び取引金融機関等から提示された価格によっております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照額計上額

外部出資	44,659 百万円
合計	44,659 百万円

（注）外部出資については、市場において取引されていない株式や出資金であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	448,237 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	24,600
その他目的のうち満期があるもの	10,193	14,100	6,394	13,249	31,689	105,484
貸出金	24,409	13,137	13,276	10,969	5,437	32,692
合 計	482,840	27,237	19,670	24,218	37,126	162,776

(注) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越 444 百万円については「1 年以内」に含めております。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	826,761 百万円	11,530 百万円	679 百万円	43 百万円	12 百万円	— 百万円
借入金	400	500	300	0	—	—
合計	827,161	12,030	979	43	12	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めております。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価等に関する事項

①売買目的有価証券

保有はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	5,639 百万円	5,680 百万円	40 百万円
	国債	5,639	5,680	40
	小計	5,639	5,680	40
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	17,338 百万円	16,981 百万円	△ 357 百万円
	国債	13,338	12,991	△ 346
	社債	4,000	3,989	△ 10
	小計	17,338	16,981	△ 357
合 計		22,977	22,661	△ 316

③その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	7,637 百万円	5,734 百万円	1,903 百万円
	債券	50,742	50,197	544
	国債	44,427	43,905	521
	地方債	1,410	1,400	10
	社債	4,904	4,891	12
	その他	37,112	36,338	773
	小計	95,492	92,270	3,221
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,725 百万円	1,883 百万円	△ 158 百万円
	債券	43,920	46,562	△ 2,642
	国債	12,479	13,767	△ 1,287
	地方債	686	700	△ 13
	社債	29,127	30,192	△ 1,064
	外国証券	1,626	1,902	△ 276
	その他	102,856	113,730	△ 10,873
	小計	148,502	162,176	△ 13,674
合 計		243,995	254,447	△ 10,452

(注) 上記差額合計額△ 10,452 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株式	6,633 百万円	1,082 百万円	△ 57 百万円
債券	51,740	906	△ 262
その他	1,104	68	△ 91
合計	59,478	2,057	△ 410

7. 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の時価等に関する事項

①運用目的の金銭の信託

保有はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

保有はありません。

③その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	32,202 百万円	32,259 百万円	△ 56 百万円	494 百万円	△ 551 百万円

(注) 上記差額合計額△ 56 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、一般職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度（非積立型制度）であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています）を設けております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため株式会社りそな銀行及び全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度並びに一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度（特定退職金共済制度）を採用しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金（前払年金費用）	14 百万円
退職給付費用	15 百万円
退職給付の支払額	△ 3 百万円
制度への拠出額	△ 26 百万円
期末における退職給付引当金	0 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	483 百万円
年金資産	△ 482 百万円
	0 百万円
非積立型制度の退職給付債務	－ 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	0 百万円
退職給付引当金	0 百万円
前払年金費用	－ 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	0 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	15 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7 百万円となっております。

また、存続組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、57 百万円となっております。

9. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	29	百万円
貸倒引当金超過額	26	百万円
賞与引当金超過	8	百万円
退職給付引当金超過額	0	百万円
相互援助積立金超過額	959	百万円
その他有価証券評価差額金	2,906	百万円
未払奨励金	83	百万円
その他	58	百万円
繰延税金資産小計	4,073	百万円
評価性引当額	△ 3,972	百万円
繰延税金資産合計 (A)	100	百万円
繰延税金負債		
投資証券におけるみなし譲渡損	△ 1	百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 1	百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	98	百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.75%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 13.56%
事業分量配当金	△ 19.83%
住民税均等割等	0.63%
評価性引当金の増減	9.35%
その他	0.53%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.53%

10. 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年6月21日

高知県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 信吉 理弘

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	11,116	8,172	7,919	7,883	7,219
経常利益	1,556	1,589	1,731	644	701
当期剰余金	1,591	1,267	1,440	790	658
出資金	24,879	24,879	24,879	24,879	24,879
(出資口数)	(1,243,981)	(1,243,981)	(1,243,981)	(1,243,981)	(1,243,981)
純資産額	64,310	65,876	62,231	50,364	52,128
総資産額	942,211	966,798	943,085	936,618	897,917
貯金等残高	869,486	887,680	871,087	873,239	839,027
貸出金残高	102,717	106,302	105,341	102,621	99,922
有価証券残高	187,429	245,412	260,218	232,342	266,972
剰余金配当金額	1,045	867	867	867	867
普通出資配当額	237	237	237	237	237
後配出資配当額	107	130	130	130	130
事業分量配当額	700	500	500	500	500
職員数	79	83	79	78	79
単体自己資本比率	20.25	18.55	17.84	15.88	16.11

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度	増減
資金運用収支	293	184	△108
役務取引等収支	132	139	7
その他事業収支	1,525	1,207	△318
事業粗利益	1,951	1,532	△419
(事業粗利益率)	(0.23)	(0.18)	(△0.05)

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度	増減
事業純益	593	155	△438
実質事業純益	593	155	△438
コア事業純益	△342	△424	△82
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	△500	△291	208

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和 4 年度			令和 5 年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	854,174	3,920	0.45	842,377	3,648	0.43
うち預け金	550,688	2,577	0.46	524,115	2,309	0.44
うち有価証券	197,362	766	0.38	216,669	752	0.34
うち貸出金	106,123	576	0.54	101,592	587	0.57
資金調達勘定	835,682	3,726	0.44	824,222	3,563	0.43
うち貯金・定積	832,993	3,723	0.44	822,755	3,561	0.43
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	2,439	-	-	1,224	-	-
総資金利ざや			△ 0.15			△ 0.16

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

資金調達原価率＝(資金調達費用 (貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借用金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息 (支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借用金＋その他 (貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額) × 100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定計及び「うち貯金・定積」の平均残高及び利息は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和 4 年度増減額	令和 5 年度増減額
受取利息	△ 817	△ 271
うち預け金	△ 392	△ 268
うち有価証券	△ 418	△ 14
うち貸出金	△ 6	11
支払利息	△ 299	△ 162
うち貯金・定積	△ 299	△ 162
うち譲渡性貯金	-	-
うち借用金	-	-
差し引き	△ 518	△ 108

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息計及び「うち貯金・定積」の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額となっています。

III 事業の概況

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
流 動 性 貯 金	27,072 (3.13)	25,796 (3.02)	△ 1,276
定 期 性 貯 金	837,125 (96.84)	828,147 (96.95)	△ 8,977
そ の 他 の 貯 金	274 (0.03)	282 (0.03)	8
計	864,471 (100.00)	854,226 (100.00)	△ 10,244
譲 渡 性 貯 金	- (-)	- (-)	-
合 計	864,471 (100.00)	854,226 (100.00)	△ 10,244

- (注) 1. 流動性貯金＝当座性貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝積立定期貯金＋定期貯金＋定期積金
 3. その他の貯金＝別段貯金
 4. () 内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
定期貯金	840,962 (100.00)	808,642 (100.00)	△ 32,319
うち固定金利定期	840,960 (99.99)	808,641 (99.99)	△ 32,319
うち変動金利定期	1 (0.00)	1 (0.00)	-

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
手 形 貸 付	193	147	△ 46
証 書 貸 付	89,097	85,676	△ 3,420
当 座 貸 越	533	463	△ 70
金 融 機 関 貸 付	16,298	15,305	△ 992
割 引 手 形	-	-	-
合 計	106,123	101,592	△ 4,530

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	86,753 (84.54)	84,619 (84.69)	△ 2,133
変 動 金 利 貸 出	15,868 (15.46)	15,302 (15.31)	△ 565
合 計	102,621 (100.00)	99,922 (100.00)	△ 2,699

- (注) () 内は構成比です。

■ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
貯金・定期積金等	228	202	△ 25
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	-	-	-
小 計	228	202	△ 25
農業信用基金協会保証	34	38	3
そ の 他 保 証	5	4	△ 0
小 計	40	42	2
信 用	102,352	99,676	△ 2,675
合 計	102,621	99,922	△ 2,699

■ 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	1,125	1,193	67
そ の 他 担 保 物	-	-	-
小 計	1,125	1,193	67
農業信用基金協会保証	-	-	-
そ の 他 保 証	6	5	△ 1
小 計	6	5	△ 1
信 用	8	8	△ 0
合 計	1,140	1,206	65

■ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
設 備 資 金	80,030 (77.99)	79,202 (79.26)	△ 827
運 転 資 金	22,591 (22.01)	20,720 (20.74)	△ 1,871
合 計	102,621 (100.00)	99,922 (100.00)	△ 2,699

(注) () 内は構成比です。

■ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
農 業	226 (0.22)	217 (0.22)	△ 8
林 業	0 (0.00)	0 (0.00)	△ 0
水 産 業	- (-)	- (-)	-
製 造 業	881 (0.86)	897 (0.90)	15
鉱 業	50 (0.05)	- (-)	△ 50
建 設 業	16 (0.02)	12 (0.01)	△ 3
電気・ガス・熱供給・水道業	200 (0.19)	- (-)	△ 200
運 輸 ・ 通 信 業	300 (0.29)	- (-)	△ 300
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	357 (0.35)	801 (0.80)	443
金 融 ・ 保 険 業	16,935 (16.50)	15,235 (15.25)	△ 1,699
不 動 産 業	403 (0.39)	400 (0.40)	△ 3
サ ー ビ ス 業	2,836 (2.76)	2,687 (2.69)	△ 148
地 方 公 共 団 体	80,300 (78.25)	79,530 (79.59)	△ 770
そ の 他	114 (0.11)	139 (0.14)	25
合 計	102,621 (100.00)	99,922 (100.00)	△ 2,699

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

■ 主要な農業関係の貸出金残高

● 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
農業	108	103	△ 5
穀作	-	-	-
野菜・園芸	70	67	△ 2
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	8	7	△ 1
養豚・肉牛・酪農	-	-	-
養鶏・養卵	25	23	△ 1
養蚕	-	-	-
その他農業	5	5	-
農業関連団体等	38	6	△ 32
合 計	147	109	△ 37

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JA や連合会（全農）とその子会社等が含まれています。

● 資金種類別

< 貸出金 >

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
プロパー資金	101	87	△ 14
農業制度資金	45	22	△ 23
農業近代化資金	45	22	△ 23
その他制度資金	-	-	-
合 計	147	109	△ 37

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

< 受託貸付金 >

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増 減
日本政策金融公庫資金	8,583	9,434	850
その他	338	252	△ 86
合 計	8,922	9,686	763

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

■ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	0	-	0	-	0
	令和5年度	0	-	0	-	0
危険債権	令和4年度	104	12	-	82	95
	令和5年度	142	39	-	94	134
要管理債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
小 計	令和4年度	104	12	0	82	95
	令和5年度	142	39	0	94	134
正常債権	令和4年度	103,664				
	令和5年度	101,066				
合 計	令和4年度	103,769				
	令和5年度	101,209				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

■ 元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

■ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和4年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	62	48	-	62	48	48	45	-	48	45
個別貸倒引当金	86	82	-	86	82	82	94	-	82	94
合 計	148	130	-	148	130	130	140	-	130	140

■ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和 4 年度	令和 5 年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

■ 有価証券に関する指標

■ 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 5 年度	増 減
国 債	39,222	35,892	△ 3,330
地 方 債	819	1,617	797
社 債	27,581	37,682	10,101
株 式	4,914	5,729	814
外 国 証 券	1,902	1,902	△ 0
受 益 証 券	120,102	130,555	10,453
投 資 証 券	2,818	3,289	470
合 計	197,362	216,669	19,306

■ 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

■ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合計
令和 4 年度								
国 債	2,045	18,966	5,417	8,690	18,261	16,365	-	69,746
地 方 債	-	606	100	-	590	-	-	1,297
社 債	-	1,001	-	-	486	21,129	10,943	33,560
株 式	-	-	-	-	-	-	5,962	5,962
外 国 証 券	-	-	-	-	-	1,630	-	1,630
受 益 証 券	4,845	6,063	6,988	22,860	32,606	9,915	34,348	117,628
投 資 証 券	-	-	-	-	-	-	2,517	2,517
合 計	6,890	26,638	12,506	31,550	51,944	49,039	53,771	232,342
令和 5 年度								
国 債	9,859	16,098	5,335	8,814	3,418	32,358	-	75,884
地 方 債	-	602	299	-	1,195	-	-	2,097
社 債	-	1,002	1,988	980	-	22,980	11,079	38,032
株 式	-	-	-	-	-	-	9,363	9,363
外 国 証 券	-	-	-	-	-	1,626	-	1,626
受 益 証 券	493	3,394	37,638	29,812	26,171	-	38,804	136,315
投 資 証 券	-	-	-	-	-	-	3,653	3,653
合 計	10,353	21,098	45,261	39,607	30,785	56,965	62,901	266,972

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

●売買目的有価証券

該当ありません。

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		令和 4 年度			令和 5 年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	2,709	2,739	29	5,639	5,680	40
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	2,709	2,739	29	5,639	5,680	40
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-	13,338	12,991	△ 346
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	4,000	3,928	△ 71	4,000	3,989	△ 10
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	4,000	3,928	△ 71	17,338	16,981	△ 357
合 計		6,709	6,668	△ 41	22,977	22,661	△ 316

●その他有価証券

(単位：百万円)

		令和 4 年度			令和 5 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超える もの	株式	3,861	2,730	1,130	7,637	5,734	1,903
	債券	51,585	50,272	1,312	50,742	50,197	544
	国債	48,978	47,678	1,300	44,427	43,905	521
	地方債	706	700	6	1,410	1,400	10
	社債	1,899	1,893	5	4,904	4,891	12
	その他	9,223	9,008	214	37,112	36,338	773
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	9,223	9,008	214	37,112	36,338	773
	小 計	64,670	62,011	2,658	95,492	92,270	3,221
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株式	2,100	2,233	△ 133	1,725	1,883	△ 158
	債券	46,309	48,478	△ 2,169	42,294	44,660	△ 2,366
	国債	18,058	18,878	△ 820	12,479	13,767	△ 1,287
	地方債	590	600	△ 9	686	700	△ 13
	社債	27,661	28,999	△ 1,338	29,127	30,192	△ 1,064
	その他	112,552	124,790	△ 12,236	104,482	115,632	△ 11,149
	外国証券	1,630	1,903	△ 272	1,626	1,902	△ 276
	その他の証券	110,922	122,887	△ 11,964	102,856	113,730	△ 10,873
	小 計	160,962	175,502	△ 14,539	148,502	162,176	△ 13,674
合 計		225,633	237,513	△ 11,880	243,995	254,447	△ 10,452

■ 金銭の信託の時価情報

●運用目的の金銭の信託

該当ありません。

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和4年度					令和5年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	30,664	31,265	△ 601	239	△ 840	32,202	32,259	△ 56	494	△ 551

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

■ デリバティブ取引等 (デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

●金利関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和 4 年度			令和 5 年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	金利オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
店頭	金利スワップ	受取固定支払変動	-	-	-	-	-	-
		受取変動支払固定	16,000	50	50	15,000	24	24
	金利オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
		計	16,000	50	50	15,000	24	24

●通貨関連取引

該当する取引はありません。

●株式関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和 4 年度			令和 5 年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	株価指数先物	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	株価指数オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	3	0	△ 3	-	-	-
計			3	0	△ 3	-	-	-

●債券関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和 4 年度			令和 5 年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	債券先物	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
	債券先物オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	売建	-	-	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-	-	-
計			-	-	-	-	-	-

IV 経営諸指標

利益率

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.06	0.07	0.01
純資産経常利益率	1.01	1.11	0.10
総資産当期純利益率	0.08	0.07	△ 0.01
純資産当期純利益率	1.23	1.04	△ 0.19

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和4年度	令和5年度	増減
貯貸率	期 末	11.75	11.90	0.15
	期 中 平 均	12.27	11.89	△ 0.38
貯証率	期 末	26.60	31.81	5.21
	期 中 平 均	22.83	25.36	2.53

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100



V 自己資本比率の状況（単体）

■ 定性的開示項目

■ 自己資本の状況

● 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年3月末における自己資本比率は、16.11%となりました。

● 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金及び後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	高知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	118 億円（前年度 118 億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	高知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	130 億円（前年度 130 億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

■ 信用リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

当会利用者への与信にあたっては、業種別、債務者区分別、大口債務者別等のリスク量変化に留意し、特定の業種や取引先に集中しない方針を採っています。融資残高が上位にある大口債務者については、債権の保全状況やリスク状況をモニタリングし、また、与信の比重が高くなっている地方公共団体向け与信は、与信ルールをALM的観点に立って適宜見直しています。デリバティブが組み込まれるなどの与信先管理が困難な案件については、原則として新規与信は避ける方針ですが、シンジケートローンについては要領を定めて対応しています。

有価証券にかかる信用リスク管理は、規程等で定めた基準格付けを下回る債券を取得しないことを原則としています。基準格付を下回る、あるいは下回った場合の保有債券の処分等については、リスク管理委員会において組織決定をしています。

また、理事長・常務・常勤監事と室・部長で構成するリスク管理委員会を原則四半期ごとに開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針を決定しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき以下の内容により計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を引き当てしています。

破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元利金に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権額から担

保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残高との差額を計上しています。キャッシュ・フローの合理的見積もりが困難な債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てしています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てしています。

●標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ・リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ・リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカンントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カンントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

■信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めており、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、以上の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保については、自己査定時等、定期的に確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引及び長期決済期間取引に関して、以下の方針に基づき管理を行っています。

派生商品取引は、毎年度はじめに策定する「余裕金の運用方針」において運用枠を設定し、「運用計画」においてヘッジ目的に使用することを決定しています。運用枠は、売建と買建の差額を保有現物の50%以内に設定していますが、保有現物の価格下落をヘッジすることを基本としているので、先物取引は、原則、売建のみとしています。

いわゆる着地取引である長期決済期間取引は、「余裕金の運用方針」において実施しない取引として規定しています。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

当会では、正確な事務の懈怠、事務事故、不祥事等、並びに電算システムの停止や誤作動をオペレーショナル・リスクと捉え、事務事故や不祥事等が未然に防止できる内部統制の確立に努めるとともに、内部統制を担保するための法令等遵守の職場風土醸成に努めています。

オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢では、管理運用部、監査室及びリスク管理グループによる日常におけるリスクの特定や評価、モニタリング活動、そして、理事や監事が加わった会内組織である「コンプライアンス委員会」、「情報セキュリティ委員会」が当会全般の評価やコントロールに関わっています。

事務リスク管理は、統一事務手続ならびに事務処理マニュアルの整備と内容の向上による厳正な事務管理を徹底するほか、コンプライアンス・マニュアルに則した職場風土の醸成によって、不正、不祥事の発生防止を徹底します。

システムリスク管理は、リスク管理の実効性能力向上をめざし、適切な人材の育成と配置に努めるとともに、外部委託先との協力関係を築いています。当会の情報を適切に保護するため、情報セキュリティ基本方針をはじめ同対策基準、同手順書等、一連の規程を整備して会内に周知徹底しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり「基礎的手法」を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

●出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。外部出資として保有する株式以外の株式は「余裕金運用規程」に基づき管理しています。保有目的区分は、その他有価証券に区分し、評価しています。また、外部出資として保有する株式は取得価額を貸借対照表価額としています。

取得原価に比して著しく時価が下落した時は、回復する見込みがあると認められる場合を除き、その下落率が取得原価比30%以上の場合は減損処理を行います。また、その下落率が取得原価比50%以上の場合は、原則として回復する見込みがないものとし、減損処理を行います。

外部出資については、資産の自己査定結果に基づき処理を行います。IV分類となった額は減損処理を行います。

■ リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	160,346	177,261
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

■ 金利リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

■リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

■リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行い、金利リスクを含めて市場リスクを適正な水準にコントロールするよう努めています。

■金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

■ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

●金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方平行シフト、下方平行シフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

■流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。

■流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

■流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

■固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

■複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

■スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

■内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

■前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVE の前事業年度末からの変動要因は、計測対象となる運用資産の減少によるものです。

■計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

● Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

■金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

■金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII と大きく異なる点）

特段ありません。

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	23,795	24,964	3,098	3,127
2	下方パラレルシフト	△ 25,158	△ 23,512	362	336
3	スティープ化	14,331	15,057		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	23,795	24,964	3,098	3,127
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	65,248		65,295	

- (注) 1. 「△ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「△ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。



定量的開示項目

自己資本の状況

●自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和 5 年度	令和 4 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	61,770	61,979
うち、出資金及び資本準備金の額	24,879	24,879
うち、再評価積立金の額	4	4
うち、利益剰余金の額	37,753	37,961
うち、外部流出予定額 (△)	867	867
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,513	3,357
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3,513	3,357
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	65,283	65,336
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	34	40
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	34	40
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	0	0
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	35	41
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	65,248	65,295
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	402,342	408,539
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,546	2,434
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	404,888	410,974
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.11%	15.88%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
 なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

●自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	令和 5 年度			令和 4 年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	1,616	-	-	1,920	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	76,896	-	-	69,443	-	-
我が国の地方公共団体向け	81,709	-	-	81,602	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	450,772	90,154	3,606	524,546	104,885	4,195
法人等向け	19,849	13,318	532	17,400	11,865	474
中小企業等向け及び個人向け	58	41	1	61	44	1
不動産取得等事業向け	164	164	6	170	170	6
取立未済手形	36	7	0	42	8	0
信用保証協会等による保証付	42	4	0	40	3	0
出資等	14,350	14,350	574	10,590	10,590	423
(うち出資等のエクスポージャー)	14,350	14,350	574	10,590	10,590	423
上記以外	86,762	210,603	8,424	85,743	209,004	8,360
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	26,669	66,673	2,666	26,668	66,671	2,666
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	55,482	138,706	5,548	55,483	138,709	5,548
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	26	65	2	22	56	2
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	1,147	1,720	68	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,437	3,437	137	3,568	3,566	142
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	177,261	73,689	2,947	160,346	71,922	2,876
(うちルックスルー方式)	177,261	73,689	2,947	160,346	71,922	2,876
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	909,520	402,335	16,093	951,909	408,495	16,339
CVA リスク相当額 ÷ 8%		7	0		44	1
合計 (信用リスク・アセットの額)	909,520	402,342	16,093	951,909	408,539	16,341
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	2,546		101	2,434		97
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	404,888		16,195	410,974		16,438

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額の算出方法 (基礎的手法)＞
- $$\frac{\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

●信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内	国 内	729,207	101,808	118,207	-	-	789,657	106,067	105,749	-	-
	国 外	1,904	-	1,904	-	-	1,905	-	1,905	-	-
	地域別残高計	731,112	101,808	120,112	-	-	791,562	106,067	107,654	-	-
法人	農業	786	786	-	-	-	705	705	-	-	-
	林業	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	12,348	907	7,116	-	-	9,471	944	5,728	-	-
	鉱業	31	-	-	-	-	30	-	-	-	-
	建設・不動産業	6,719	400	2,010	-	-	4,306	400	701	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	814	-	701	-	-	994	200	701	-	-
	運輸・通信業	1,517	35	501	-	-	1,190	354	-	-	-
	金融・保険業	494,223	15,236	29,581	-	-	566,369	16,937	28,576	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	7,825	3,564	1,200	-	-	6,956	3,278	1,200	-	-
	日本国政府・地方公共団体	158,622	79,621	79,000	-	-	151,046	80,300	70,745	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個 人	647	647	-	-	-	635	635	-	-	-
	その他	47,576	608	-	-	-	49,855	2,308	-	-	-
業種別残高計		731,112	101,808	120,112	-	-	791,562	106,067	107,654	-	-
残存期間別	1年以下	467,501	19,452	9,807	-	-	516,043	3,951	2,020	-	-
	1年超3年以下	41,695	24,151	17,543	-	-	52,328	21,973	20,355	-	-
	3年超5年以下	20,429	12,799	7,629	-	-	29,760	24,512	5,248	-	-
	5年超7年以下	19,538	9,777	9,760	-	-	25,290	16,925	8,365	-	-
	7年超10年以下	12,524	7,925	4,599	-	-	28,105	8,874	19,230	-	-
	10年超	86,446	27,090	59,355	-	-	68,537	27,517	41,019	-	-
	期限の定めのないもの	82,976	611	11,415	-	-	71,496	2,312	11,414	-	-
	残存期間別残高計	731,112	101,808	120,112	-	-	791,562	106,067	107,654	-	-

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

●貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和 5 年度					令和 4 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	48	45	-	48	45	62	48	-	62	48
個別貸倒引当金	82	94	-	82	94	86	82	-	86	82

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和 5 年度					令和 4 年度				
		個別貸倒引当金				貸出金 償却	個別貸倒引当金				貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	その他	期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	その他	期末 残高
国 内		82	94	-	82	94	86	82	-	86	82
国 外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計		82	94	-	82	94	86	82	-	86	82
法人	農業	17	33	-	17	33	17	17	-	17	17
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	65	61	-	65	61	68	65	-	68	65
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個 人	-	0	-	-	0	-	-	-	-	-
業種別計		82	94	-	82	94	86	82	-	86	82

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

●信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和 5 年度			令和 4 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	-	160,475	160,475	-	153,358	153,358
	2%	-	-	-	-	-	-
	4%	-	-	-	-	-	-
	10%	-	42	42	-	39	39
	20%	300	450,808	451,108	1,300	524,469	525,769
	35%	-	-	-	-	-	-
	50%	11,892	-	11,892	8,291	-	8,291
	75%	-	55	55	-	59	59
	100%	1,945	23,413	25,359	2,244	19,625	21,869
	150%	-	1,147	1,147	-	-	-
	250%	-	82,178	82,178	-	82,174	82,174
	その他	-	-	-	-	-	-
1250%		-	-	-	-	-	-
合計		14,138	718,121	732,259	11,836	779,726	791,562

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和 5 年度			令和 4 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

●派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和 5 年度	令和 4 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和 5 年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減効果 勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果 勘案後の与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2) 金利関連取引	24	24	-	-	-	24
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	24	24	-	-	-	24
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		-				-
合 計	24	24	-	-	-	24

令和4年度

(単位:百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減効果 勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果 勘案後の与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
(2) 金利関連取引	56	146	-	-	-	146
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	56	146	-	-	-	146
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相 当額削減効果(△)		-				-
合 計	56	146	-	-	-	146

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位:百万円)

	令和5年度		令和4年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額	-	-	-	-
種類1	-	-	-	-
種類2	-	-	-	-
種類3	-	-	-	-

- (注) 1. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
2. 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ(回避・低減)するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

●信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

(単位:百万円)

	令和5年度	令和4年度
想定元本額	-	-

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

● 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和 5 年度		令和 4 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	9,363	9,363	5,962	5,962
非 上 場	44,659	44,659	44,659	44,659
合 計	54,022	54,022	50,621	50,621

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

● 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和 5 年度			令和 4 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
1,082	57	-	1,547	178	-

● 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和 5 年度		令和 4 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,903	158	1,130	133

● 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和 5 年度		令和 4 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

VI 役員等の報酬体系

役員

■ 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

■ 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	52	6

（注1） 対象役員は、経営管理委員5名、理事3名、監事4名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2） 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。
なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めています。

■ 対象役員の報酬等の決定等

● 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、適宜役員報酬審議会に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

● 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」(注1)の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいません。(注3)

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

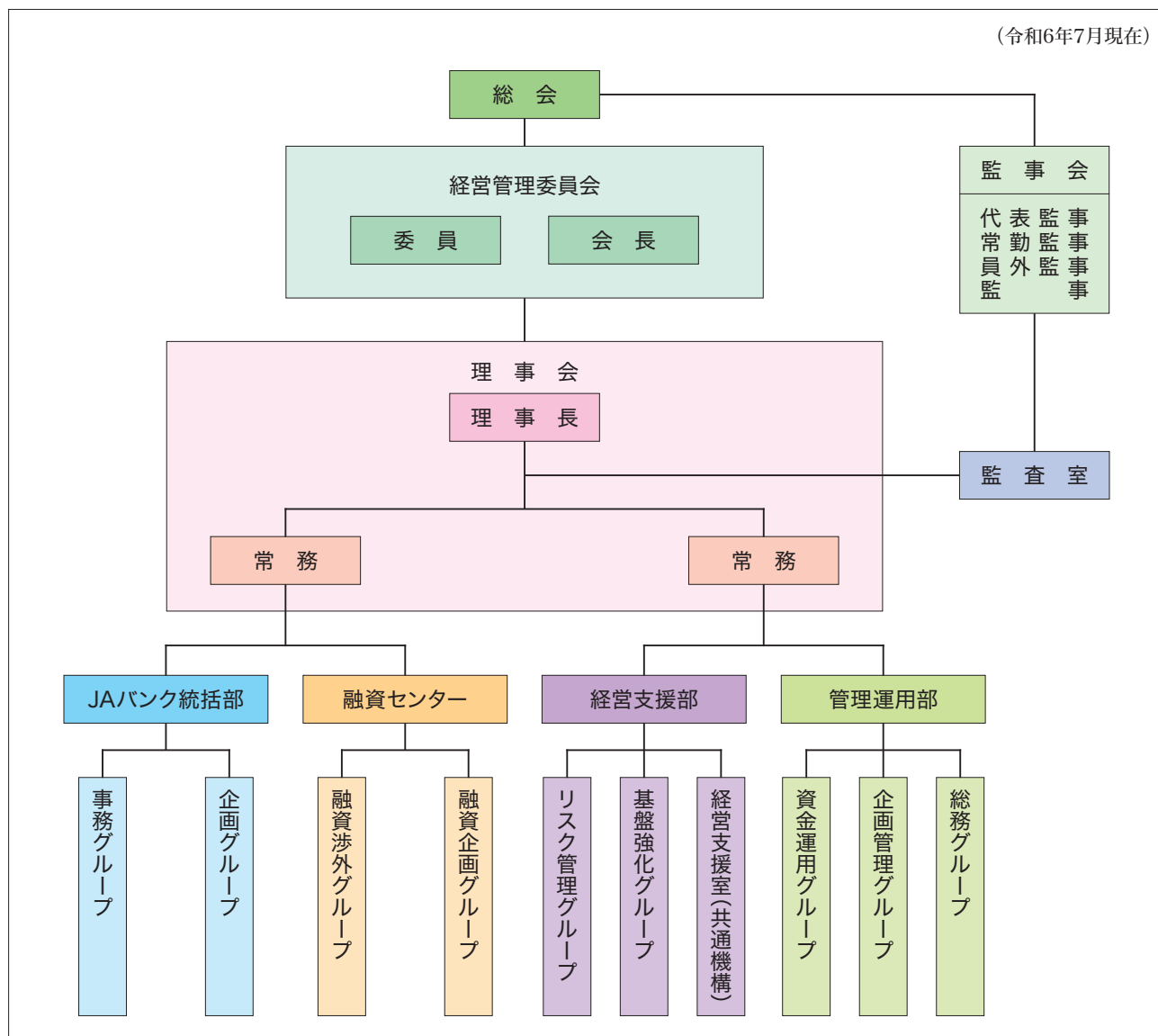
(注2) 「同等額」は、令和5年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 令和5年度において、当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。



機構図

役員構成(役員一覧)

(令和6年7月現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
經 営 管 理 委 員 会 会 長	久 岡 隆	代 表 理 事 理 事 長	東 山 英 仁
經 営 管 理 委 員	島 田 信 行	代 表 理 事 常 務	森 田 隆 志
經 営 管 理 委 員	大 原 光 鶴	代 表 理 事 常 務	井 上 幸 次
經 営 管 理 委 員	上 澤 哲 猪	代 表 監 事 ・ 常 勤 監 事	濱 田 泰 輔
經 営 管 理 委 員	宮 脇 眞 道	監 事	矢 野 俊 二
		監 事	川 久 保 園 賀
		員 外 監 事	三 本 聖 典

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

沿革・あゆみ

大正 10 年	高知県信用購買組合連合会設立
昭和 12 年	高知県信用購買販売利用組合連合会に改組
昭和 18 年	高知県農業会に改組
昭和 23 年	高知県信用農業協同組合連合会設立 高知県農業会より貯金 2 億 5,080 余万円を引継ぐ 各支所（安芸・南国・須崎・幡多）開始
昭和 30 年	須崎市金庫事務取扱開始（昭和 35 年契約解除）
昭和 35 年	南国市金庫事務取扱開始（令和 3 年契約解除）
昭和 36 年	共通役員制実施（中央会・信連・経済連・共済連・厚生連・畜産連） 高知県庁前に新農協会館落成（高知市本町 4 丁目 1 番 24 号）
昭和 39 年	貯金量 100 億円達成 全国農協貯金者保護制度発足
昭和 41 年	南国支所新築落成（南国市大堀甲 6 番地 1）
昭和 42 年	須崎支所新築落成（須崎市原町 1 丁目 2 番 26 号）
昭和 44 年	安芸支所新築落成（安芸市矢の丸 2 丁目 6 番 3 号）
昭和 48 年	高知県収納代理金融機関の指定（昭和 59 年指定解除）
昭和 49 年	全国農協信用事業相互援助制度発足
昭和 50 年	貯金量 1,000 億円達成
昭和 51 年	幡多支所新築落成（中村市右山五月町 7 番 44 号）
昭和 57 年	オンラインシステム稼働
昭和 58 年	県下農協貯金ネットサービス稼働
昭和 59 年	全国系統為替オンラインシステム稼働 高知県指定代理金融機関の指定（平成 25 年指定解除）
昭和 60 年	全国農協貯金ネットサービス稼働
昭和 61 年	国債窓販取扱開始（代理窓販）
平成 2 年	貯金量 5,000 億円達成
平成 3 年	外貨両替業務取扱開始（平成 18 年取扱中止）
平成 5 年	各支所（安芸・南国・須崎・幡多）廃止
平成 6 年	国債窓販取扱開始（自己窓販）
平成 11 年	（株）クミアイ興産（100%出資子会社）解散
平成 12 年	投資信託窓口販売開始
平成 13 年	全国共同運用オンラインシステム（ジャステム）へ移行
平成 14 年	JA バンクシステム開始
平成 15 年	経営管理委員会制度導入
平成 20 年	高知市北御座に新 JA ビル竣工、事務所移転（高知市北御座 2 番 27 号）
平成 22 年	ジャステム新システム稼働（第 2 次システム）
平成 25 年	高知県収納代理金融機関の指定
平成 30 年	ジャステム新システム稼働（第 3 次システム）
令和 2 年	南国市役所出張所廃止 馬路村農協から信用事業を譲受け 併せて、馬路村農協は当会の信用事業代理店として運営開始 馬路村指定金融機関事務取扱開始
令和 3 年	JA バンク高知貯金量 1 兆円達成

店舗等のご案内

（令和 6 年 7 月現在）

店舗及び事務所名	住 所	電話番号
高知県信用農業協同組合連合会 本所	高知市北御座 2 番 27 号	088-802-8001

当会の ATM 設置一覧については、JA バンク高知のホームページ（ホームページアドレス <https://www.jabank-kochi.jp/>）の『店舗・ATM 検索』をご覧ください。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しています。

単体開示項目(農業協同組合法施行規則第 204 条関連) ページ

1 概況及び組織に関する事項

(1) 業務の運営の組織	78
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	78
(3) 会計監査人の名称	52
(4) 事務所の名称及び所在地	79
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	78

2 主要な業務の内容

21

3 主要な業務に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	12
(2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	53
b 経常利益または経常損失	53
c 当期剰余金または当期損失金	53
d 出資金及び出資口数	53
e 純資産額	53
f 総資産額	53
g 貯金等残高	53
h 貸出金残高	53
i 有価証券残高	53
j 単体自己資本比率	53
k 剰余金の配当の金額	53
l 職員数	53
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	53
b 貯金に関する指標	55
c 貸出金等に関する指標	55
d 有価証券に関する指標	59

4 業務の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	7
(2) 法令遵守の体制	7
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	18
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	8

5 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または損失金処理計算書	28
(2) 債権にかかる額及びその合計額	
a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	58
b 危険債権に該当する債権	58

c 三月以上延滞債権に該当する債権	58
d 貸出条件緩和債権に該当する債権	58
(3) 自己資本の充実の状況	69
(4) 取得価額または契約価額、時価及び評価損益	
a 有価証券	60
b 金銭の信託	61
c デリバティブ取引	61
d 金融等デリバティブ取引	61
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	61
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	58
(6) 貸出金償却の額	59
(7) 会計監査人の監査を受けている旨	52

その他重要な事項(農業協同組合法施行規則第 207 条) ページ 役員等の報酬体系 76

ホームページのご案内

● JA バンク高知

JA バンク高知について、‘もっと’よく知っていただき、これからも‘ずっと’安心してご利用していただけるよう、JA バンク高知のホームページを開設しております。



<https://www.jabank-kochi.jp/>

● JA バンク高知信連

当会の事業や経営内容について、会員・利用者の皆さまにご紹介するために、JA バンク高知信連のホームページを開設しております。



<https://www.jabank-kochi.jp/shinren/>

JA バンク高知へのご意見・ご相談等について

■当会が行う信用事業の業務に関し、「ご意見受付窓口」にてご意見、ご質問、苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出下さい。

●封書・はがきによる受付 〒781-9511 高知県高知市北御座2番27号
高知県信用農業協同組合連合会
管理運用部総務グループ
「ご意見受付窓口」係 宛

●FAXによる受付 FAX 088-804-3100

●電子メールによる受付 メールアドレス shinren@ja-kochishinren.or.jp

＊内容が詳細かつ大量のものにつきましては、郵便等でのご利用をお願いいたします。

＊いずれのご意見等につきましても、ご連絡される方の住所・氏名・電話番号・FAX 番号を明記するとともに、内容をできるだけ正確にお知らせ下さい。なお、お寄せいただいた全ての情報については厳重に管理し、第三者には開示されることはありません。



DISCLOSURE 2024

発行 令和6年7月
編集 高知県信用農業協同組合連合会
〒781-9511 高知県高知市北御座2番27号
TEL (088) 802-8001 FAX (088) 804-3100